

第3回名立区地域協議会 次第

日時：令和6年6月27日（木） 午後6時30分から
場所：名立区総合事務所 2階 第2会議室

1 開 会

2 報告事項

(1) 地域自治推進プロジェクトの検討状況及び地域独自の
予算事業の経過措置の取扱いについて

…別冊資料

3 自主的な審議

(1) 地域自治区・自治基本条例などの住民自治関連の制度について …別冊資料

(2) 名立区の現状（人口動態、団体活動状況、重点取組事項等）

…資料 No. 1～5

3 その他事項

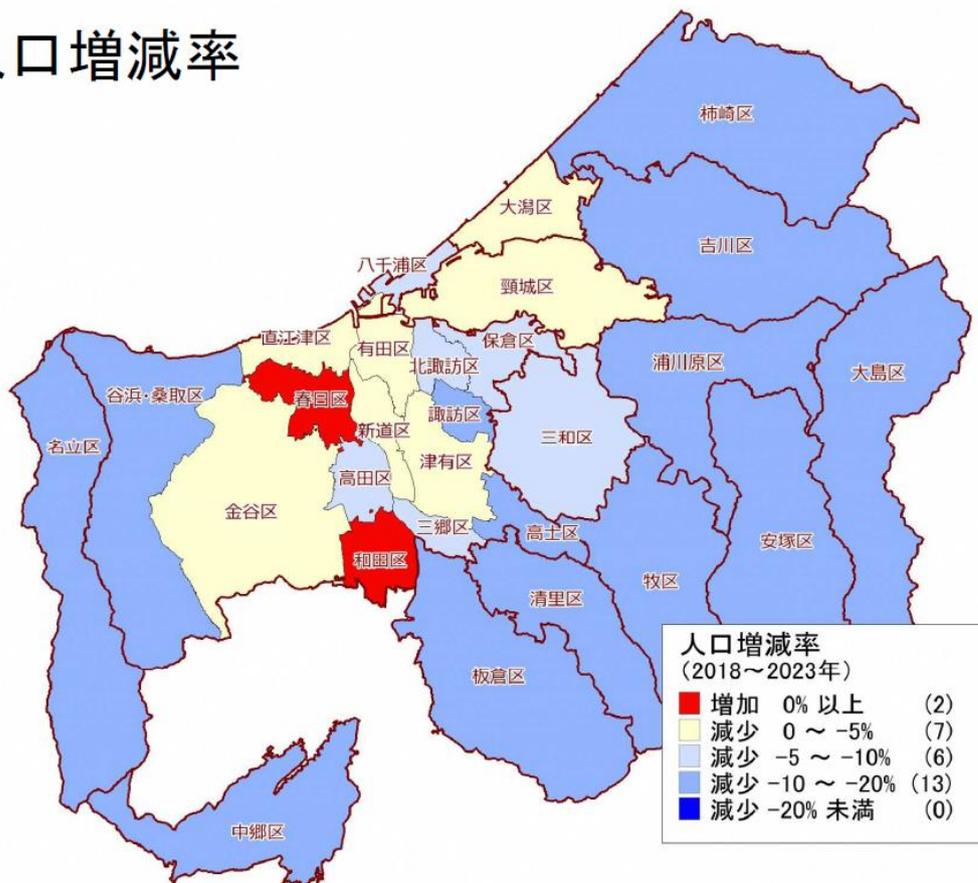
4 次回会議について

令和6年___月___日 ___時___分から

5 閉 会

1. 上越市自治区別人口分析

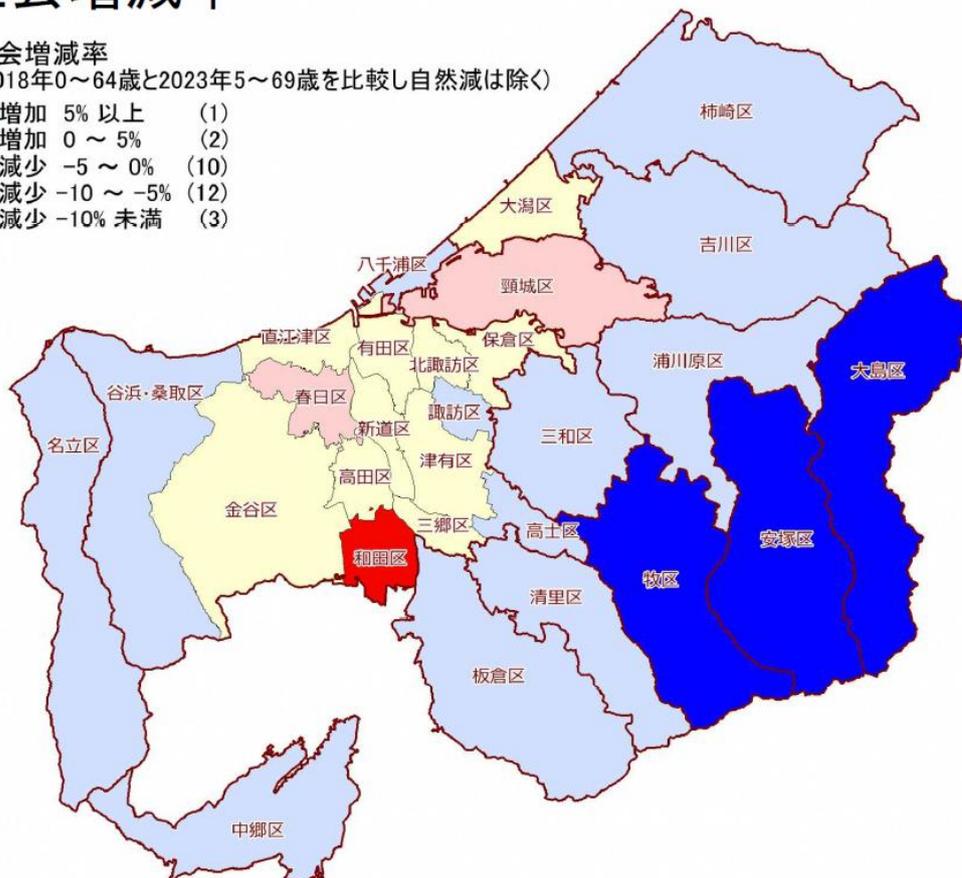
①人口増減率



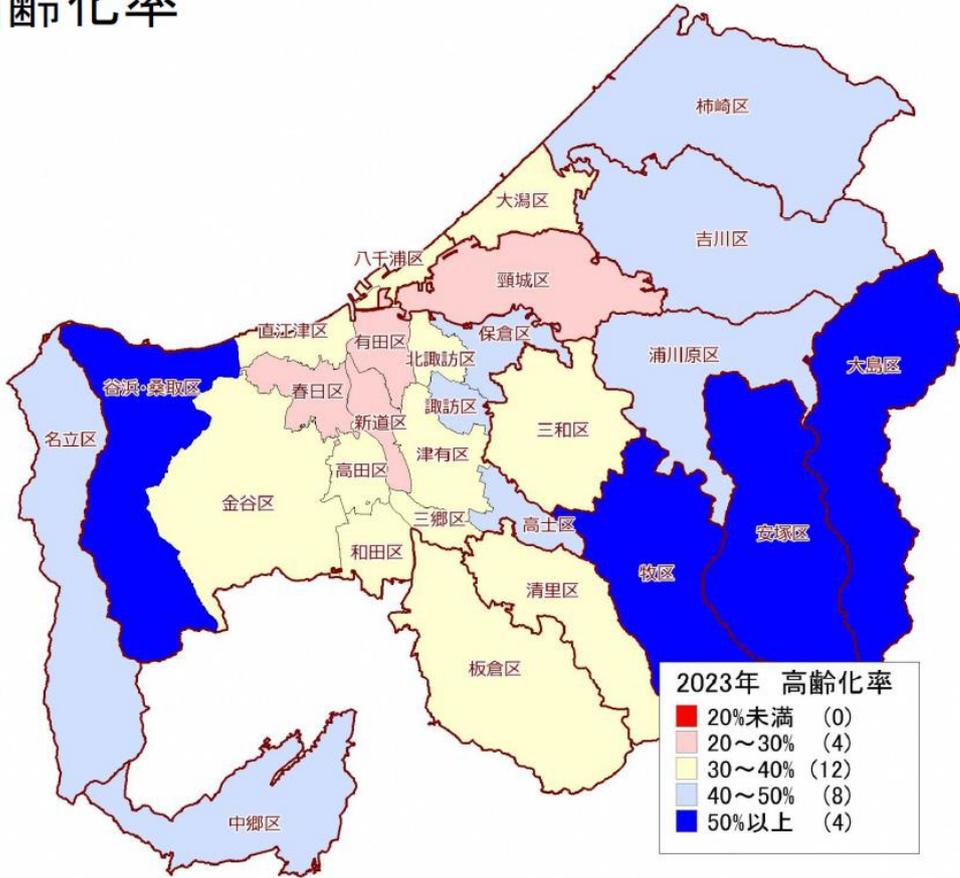
②社会増減率

社会増減率
(2018年0～64歳と2023年5～69歳を比較し自然減は除く)

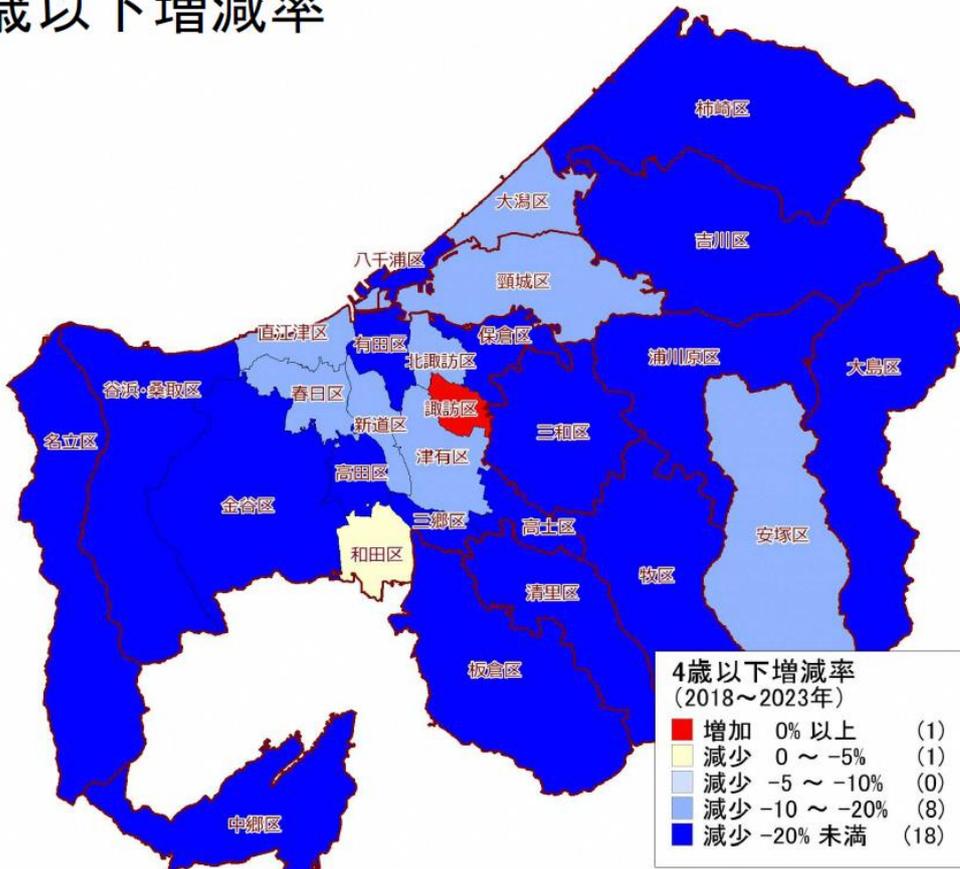
■ 増加 5% 以上	(1)
■ 増加 0～5%	(2)
■ 減少 -5～0%	(10)
■ 減少 -10～-5%	(12)
■ 減少 -10% 未満	(3)



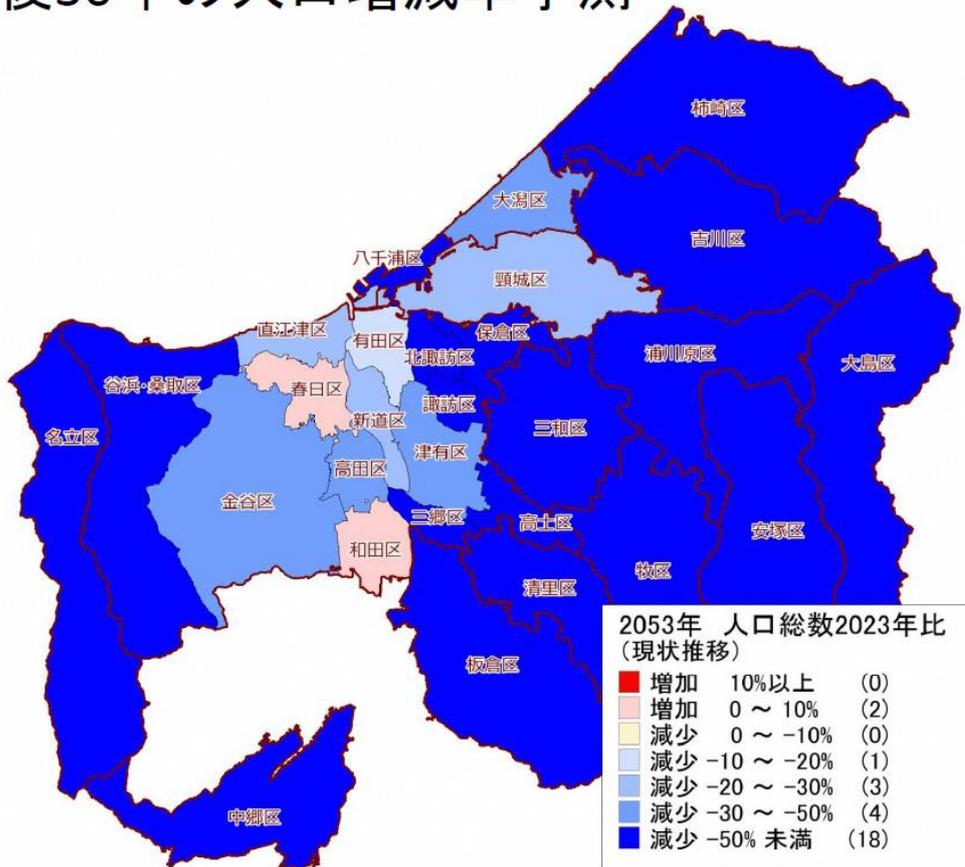
③ 高齢化率



④ 4歳以下増減率



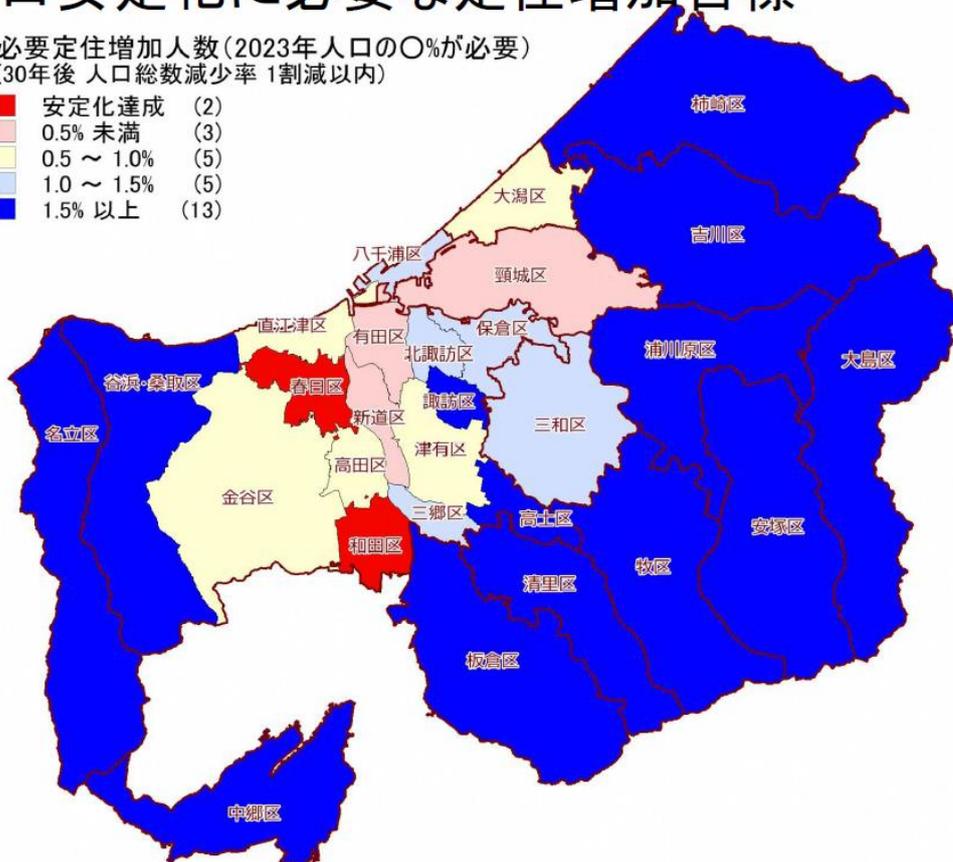
⑤ 今後30年の人口増減率予測



⑥ 人口安定化に必要な定住増加目標

必要定住増加人数(2023年人口の○%が必要)
(30年後 人口総数減少率 1割減以内)

- | | |
|--------------|------|
| ■ 安定化達成 | (2) |
| ■ 0.5% 未満 | (3) |
| ■ 0.5 ~ 1.0% | (5) |
| ■ 1.0 ~ 1.5% | (5) |
| ■ 1.5% 以上 | (13) |

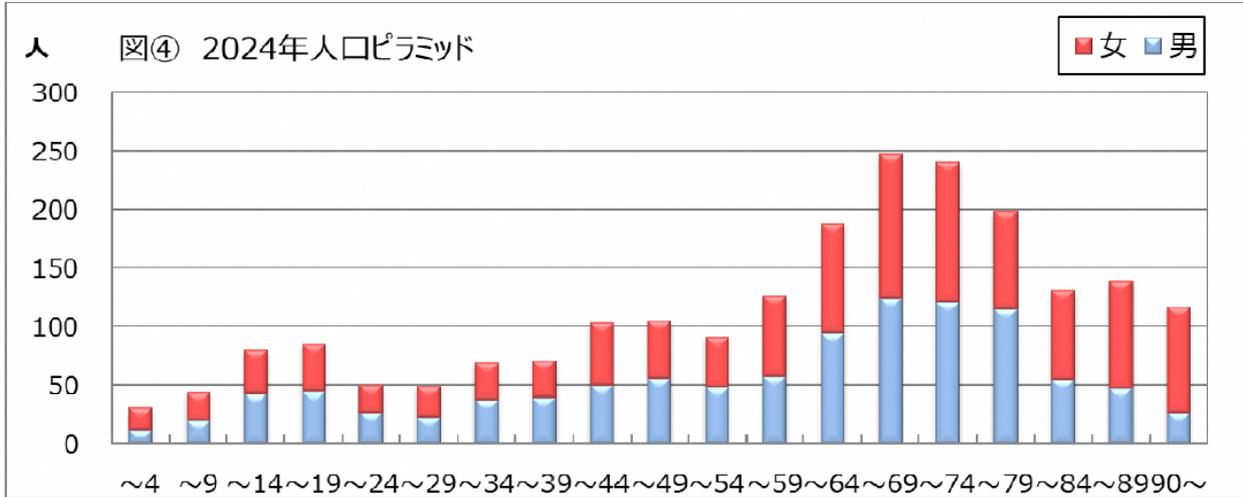


2. 名立区の人口分析

(1) 現状分析

* 2019年・2024年4月末の
住民基本台帳に基づく

① 現在の年齢構成

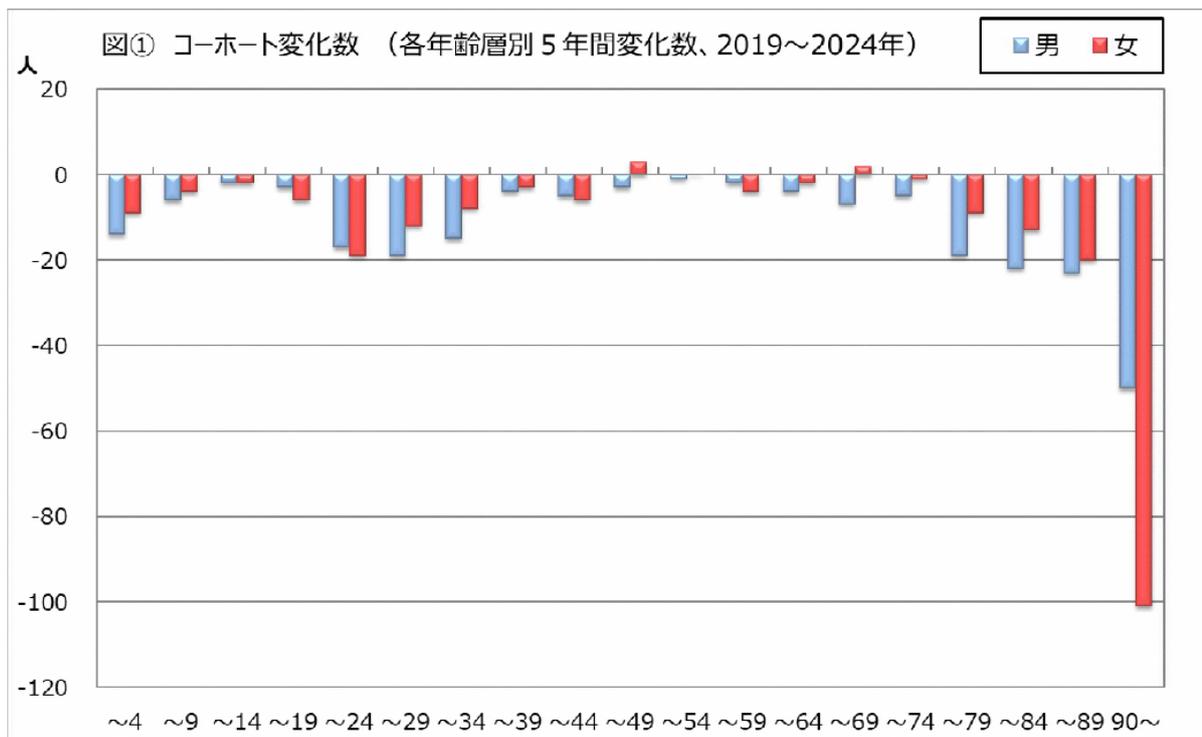


人口2,165人、高齢化率49.6% (75歳以上27.1%)

60代後半、70代前半が主力世代

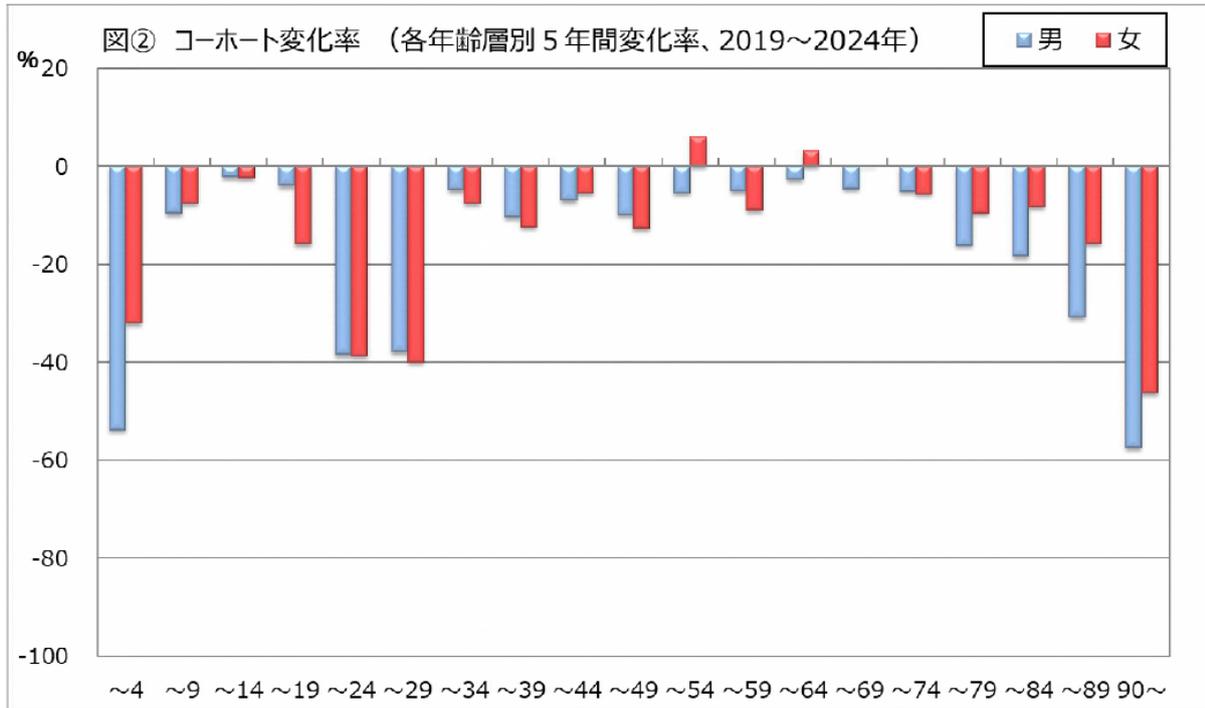
この5年で次世代定住と老後も安心な地域づくり¹⁵

② 一1年齢階層別の人口増減(流出入)数



20代前半から30代前半にかけて大きく流出超過
少子化も進んでいる。次世代定住増加が急務

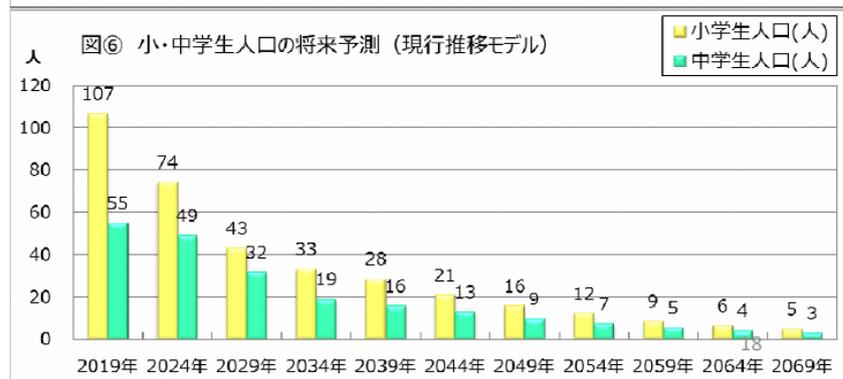
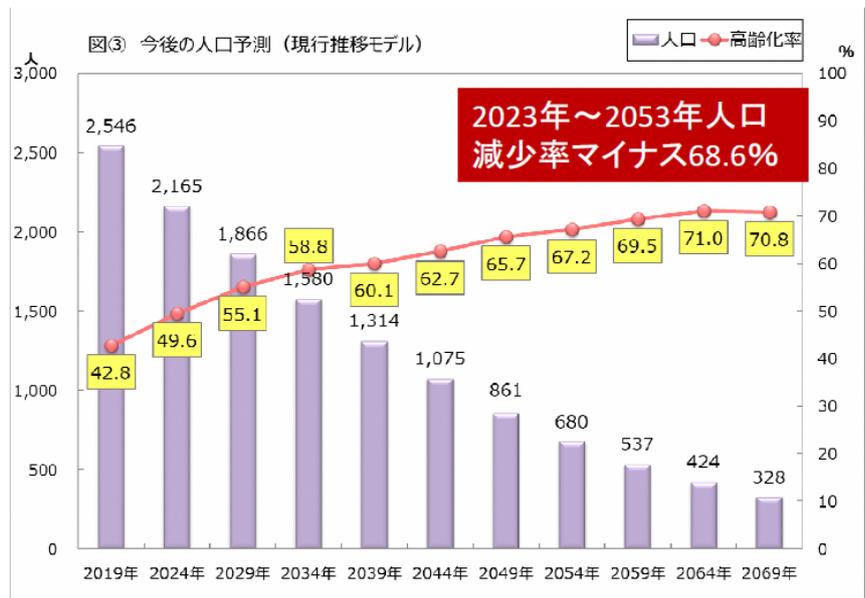
②一2 年齢階層別の人口増減(流出入)率



20代前半から30代前半にかけて大きく流出超過
少子化も進んでいる。次世代定住増加が急務 17

(2) 将来予測 ＜現状推移 シナリオ＞

このまま進むと
人口減少
(30年間で3分の1)
高齢化
少子化
(小学生は30年間で
6分の1)
に歯止めが
かからない！



(4) 組み合わせ最適シナリオ例

【出生率・流出率・定住増加】の3つを組み合わせた最適シナリオが検討してみる。

- 出生率: **1.80**に向上(現在は、1.34)
- 流出率: 10代後半～20代前半の流出率を
男38→**19%**、女39→**19%**に改善
- 定住増加組数:
現在人口の**1.3%**分増加(住民77人に1人)

20代前半男女1組(2名)	😊😊	4組
30代子連れ夫婦1組(3名)	😊😊😊	4組
60代定年帰郷夫婦1組(2名)	😊😊	4組

合計
12組
28人

19

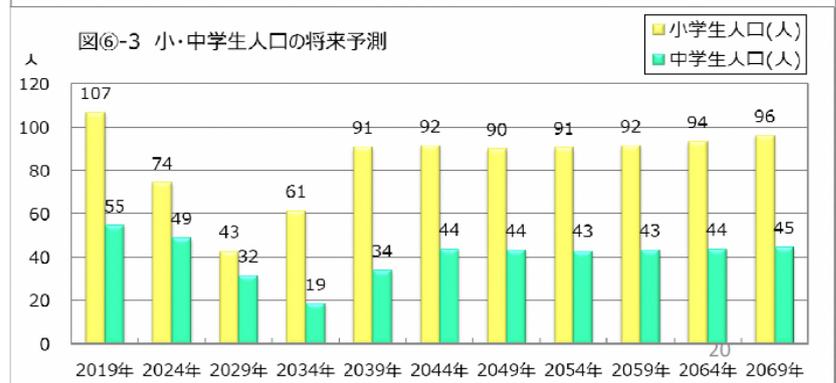
①今後の人口・高齢化率予測

1,500人
でほぼ
安定



②小・中学生の人口予測

小・中学生数は
回復し、
現行水準以上で
安定へ



名立区内団体等一覧

資料2

主な公共機関・施設

施設名	住所	電話番号	代表者職	代表者名	担当課等
名立駐在所	名立小泊428-15	—	駐在所長		
上越地域消防事務組合名立分遣所	名立大町365-1	537-2301	所長		
宝田小学校	車路290	531-6222	校長		
名立中学校	赤野俣532-1	537-2204	校長		
うみてらす名立	名立大町4280-1	531-6300	代表取締役社長		
シーサイドパーク名立	名立小泊798-1	537-2822			
円田荘	丸田153	538-2832			
ろばた館	西蒲生田155	538-2635			
名立地区公民館	名立大町200-1	537-2004	分室長		
名立地区公民館下名立分館	森151-2	537-2126	分室長		
名立地区公民館上名立分館	西蒲生田181-1	538-2201	分室長		
下名立地域生涯学習センター	杉野瀬9	537-2126	分室長		
不動地域生涯学習センター	瀬戸722	537-2126	分室長		
えちご上越農業協同組合名立支店	名立大町4211	537-2211	支店長		
上越信用金庫名立支店	名立大町200-2	537-2311	支店長		

公的機関

団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
名立区地域協議会				
名立地区民生委員児童委員協議会	H20. 4. 1			
保護司				
上越市消防団名立方面隊				

住民組織

団体名	設立	代表者		
		役職	氏名	
NPO法人まちづくり未来ネット・名立 （旧まちづくり協議会）	R6. 4 (H18. 4)			
北部地区振興会				
下名立地区振興協議会				
上名立地区振興協議会	H19. 4			
輝く里不動の会	R4. 4. 1			
NPO法人名立の100年後を創造する会	H27. 12			
名立区いきいきサロン運営協議会	H27			
名立駅マイ・ステーション作戦実行委員会	H23			
名立区脱炭素地域づくり研究会	R5			
ふるさと名立のくらしと文化伝統を語り継ぐ会	R3			
名立オータムフェスタ実行委員会				

公的団体等

団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
名立建築組合				
名立青色申告会				
高田法人会名立支部				
上越食品衛生協会名立支部				
不動生産森林組合				
名立たちばな保育園	R2. 4. 1			
名立園	S55. 4. 1			
上越市社会福祉協議会 名立支所				
上越交通安全協会 名立支部				
名立区町内会長協議会	H17. 12. 7			
名立・北御牧友好協会	H18. 5. 19			
名立の子どもを守り育む会	平成21. 4			
名立区防犯協議会	H15. 11. 4			
北部地区防犯協議会	H15. 10. 20			
下名立地区防犯協議会				
上名立地区防犯協議会				

不動地区防犯協議会				
学校運営協議会				
宝田小学校PTA	平成14.4			
名立中学校PTA				
名立区食生活改善推進員会				
名立運動普及推進員協議会				
名立区生活環境協議会				
名立まつり実行委員会				
株式会社ゆめ企画名立				

農林水産業関係

団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
上越市漁業協同組合名立支所	H30.11.24合併			
名立川さけ漁業生産組合				
上越市名立区農業振興協議会	H17.1.1			
名立加工グループの会				
深雪加工グループ				
八友会				
操美会				
ひまわり会				
ふれあい野菜市				
サンファームくぼの				
やまびこ農園（移動販売）				
一般社団法人新潟県猟友会西頸城支部名立支会				

老人クラブ

団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
名立区老人クラブ連合会				
山海クラブ（北部）				
長生会（上名立）				
千歳会（不動）				

体育関係団体

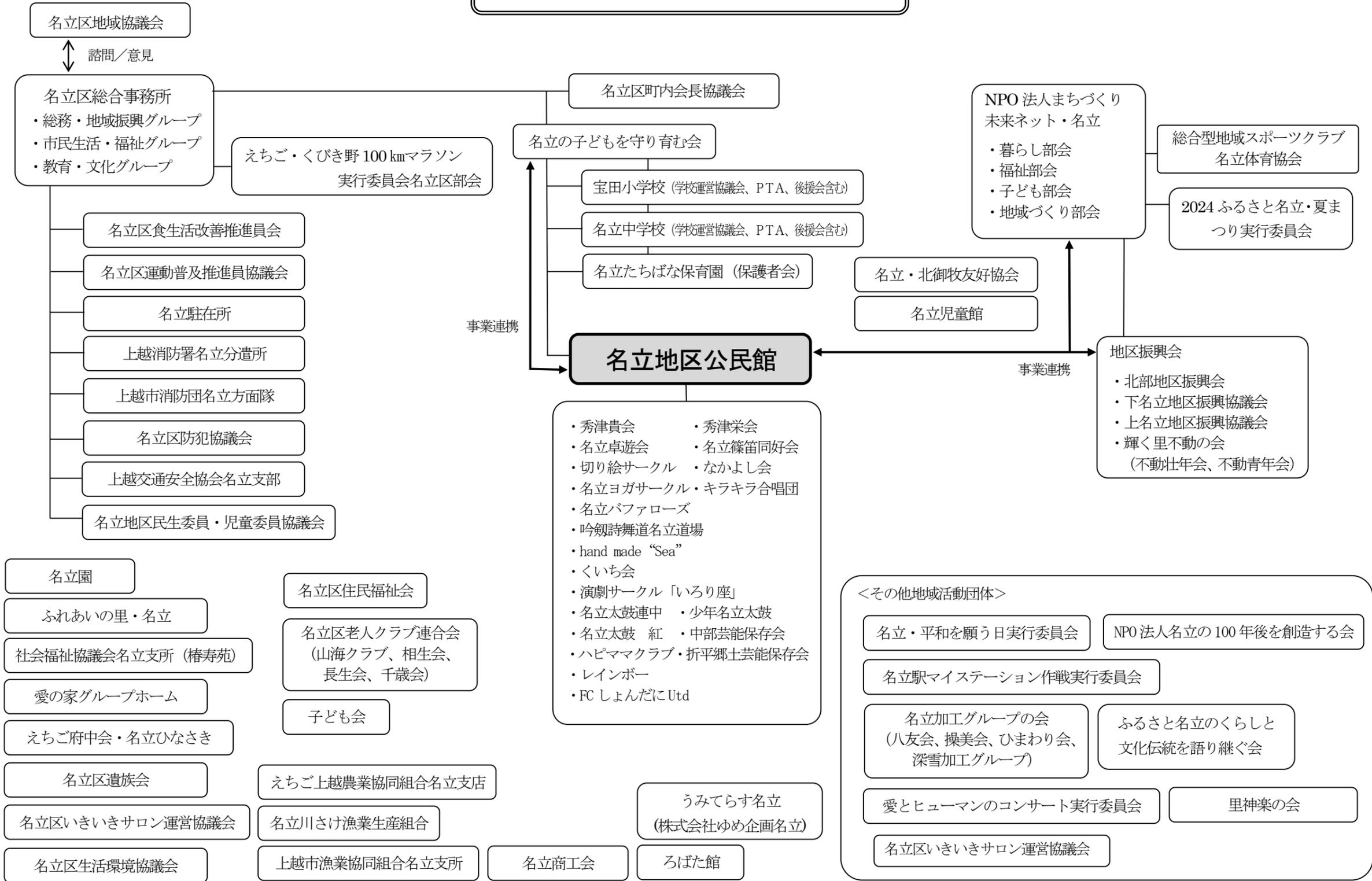
団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
総合型地域スポーツクラブ名立体育協会	昭和63年			
えちご・くびき野100Kmマラソン名立区部会	平成8年			
名立バスケットボール協会				
名立卓遊会				
名立テニス協会				
名立フットサル協会				
ジュニアスポーツ部門				

その他の団体

団体名	設立	代表者		事務局（連絡先）
		役職	氏名	住所等
江野神社	神社			
演劇サークル いろり座	生涯学習団体			
中部芸能保存会	獅子舞			
折平郷土芸能保存会	獅子舞			
粹扇会	踊り			
名扇会	踊り			
吟剣詩舞道名立道場	踊り			
蹺踊会	踊り			
秀津栄会	三味線			
秀津貴会	三味線			
名立篠笛同好会	篠笛			
キラキラ合唱団	コーラス			

名立太鼓連中	太鼓				
少年名立太鼓	太鼓				
名立太鼓 紅	太鼓				
くいち会	水彩画				
切り絵同好会	切り絵				
切り絵サークル	切り絵				
hand made "Sea"	ハワイアンキルト				
なかよし会	健康運動				
名立ヨガサークル	ヨガ				
ハピママクラブ	バレーボール				
FCしょんだにUtd.	フットサル				
名立バファローズ	Jr. 野球				
名立中バレーボールクラブ	Jr. バレーボール				
名立JVC	Jr. バレーボール				
名声会	民謡				
水声会	民謡				
押し花絵サークル	押し花絵				
盆栽園芸同好会	盆栽				
手話サークル	手話				
さざなみ会	いきいきサロン	平成12.6			
いずみ会	いきいきサロン	平成13.6			
福寿会	いきいきサロン	平成11.7			
折平じょんのび会	いきいきサロン	平成10.7			
集会所がお茶の間クラブ	いきいきサロン	平成11.7			
喜楽会	いきいきサロン	平成10.7			
すみれ会	いきいきサロン	平成20.4			
横町いきいきサロン	いきいきサロン	平成22.1			
すずめの会	いきいきサロン	平成29.4			

名立地区公民館 関係団体組織図



【名立区】令和6年度地域独自の予算提案事業一覧

区名	No.	提案事業名	提案団体	実施主体	事業目的	事業内容	独自予算実施	地域活動支援事業		補助率(%)	事業費			期待する効果	数値目標	関係課等	歳出科目(小事業番号、名称)	予算要求の可否	予算要求しないこと理由	要求判断	最終要求額(千円)
								最終実施年度	補助率の経過措置		総事業費(円)	補助対象事業費(円)	市が直接執行する事業費(円)								
名立	1	名立区いきいきサロン運営事業	名立区いきいきサロン運営協議会	名立区いきいきサロン運営協議会	高齢者が住み慣れた地域で元気にいきいきと生活できるよう、気軽に集まる機会を作ること、健康を維持し、介護予防を図る。	利用者居住地に近い地域の集会所などを会場に、軽運動や趣味活動、茶話会などを行う。(区内8か所)	R5	R4	経過措置適用(上限9/10)	51%	672,900	672,900	0	・高齢者の生きがいを創出し、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を図る。	サロン年間利用者数650人(延べ人数)	高齢者支援課	10182 生きがいと健康づくり推進事業 シニアゲートボール大会等	○		○	338
名立	2	名立駅マイ・ステーション作戦事業	名立駅マイ・ステーション作戦実行委員会	名立駅マイ・ステーション作戦実行委員会	名立駅の利用促進と名立駅を拠点とした地域活性化を図る。	利用者が快適に利用できるような清掃や花壇整備等を行うとともに、駅を活用した季節ごとのイベント等を行う。	R5	R4	経過措置適用(上限9/10)	90%	240,500	240,500	0	・名立駅の利用促進 ・地域コミュニティの活性化	イベント参加者数100人(延べ人数)	交通政策課	12271 在来鉄道の利用促進など	○		○	216
名立	3	名立区の魅力を創造し発信する事業	NPO法人名立の100年後を創造する会	NPO法人名立の100年後を創造する会	名立区の魅力を再発見し、市内外へ発信する。	・宇山の整備(草刈り、植樹)及び観察会の実施 ・謙信公祭での狼煙上げ ・名立区の風景を題材とした写真撮影会及びコンテストの実施	R5	R4	経過措置適用(上限9/10)	90%	736,660	736,660	0	・名立区の魅力のPR、知名度の向上 ・関係人口の増加	写真コンテスト応募40点	観光振興課	11575 名立区観光振興対策事業	○		○	662
名立	4	名立そばと旬の農産物フェア事業	名立区農業振興協議会	名立区農業振興協議会	ろばた館を活用した「食のイベント」による地域の活性化と地域資源を活用した所得の確保	・名立区産そば粉を用いたそばの提供に併せ、地元特産品等の販売を行うそばまつりの実施 ・そば打ち体験の実施	R5	該当なし		70%	483,630	483,630	0	・農村地域の活性化 ・地域コミュニティの醸成 ・地域所得の確保 ・地産地消の推進	イベント参加者数500人(延べ人数)	農村振興課	10645 ろばた館管理運営費	○		○	348

【名立区】令和6年度地域独自の予算提案事業一覧

区名	No.	提案事業名	提案団体	実施主体	事業目的	事業内容	独自予算実施	地域活動支援事業		補助率(%)	事業費			期待する効果	数値目標	関係課等	歳出科目(小事業番号、名称)	予算要求の可否	予算要求しないこと理由	要求判断	最終要求額(千円)
								最終実施年度	補助率の経過措置		総事業費(円)	補助対象事業費(円)	市が直接執行する事業費(円)								
名立	5	水源保護地域の森活用事業	輝く里不動産の会	輝く里不動産の会	地域資源を活用したまちづくり活動を行うことで、交流及び移住を希望する人を増やすことで、地域の「誇り」と地域住民の「元気」の再生を目指す。また、水源保護地域の重要性も発信していく。	・不動産のブナ林を会場とした「みずの森フェスティバル」の開催 ・ブナ林を活用してきた地域の歴史を研究者とともに整理し、発信する。	R5	R4	経過措置適用(上限9/10)	90%	410,000	410,000	0	・水源地の環境保全の意識の高まり ・地域住民のアイデンティティの向上 ・移住や定住の促進	イベント参加者数120人	農林水産整備課	10326 林業総務費	○		○	369
名立	6	雪を活かしたまちづくり推進事業	輝く里不動産の会	輝く里不動産の会	雪を活かしたまちづくりを進め、区内の一体感の醸成や賑わいの創出・発信を行う。	不動産をメイン会場に、市の「灯の回廊」に合わせた雪像作成やキャンドルの設置を、区内全体の協力を得ながら実施する。	R5	R4	経過措置適用(上限9/10)	90%	510,000	510,000	0	・区内の一体感の醸成及び賑わいの創出	来場者400人	観光振興課	11575 名立区観光振興対策事業	○		○	459
名立	7	名立機雷爆発事件継承事業	名立の子どもを守り育む会	市	昭和24年に名立機雷爆発事件で多くの区民が戦争の犠牲になった悲惨な事実を末長く伝えるとともに、平和や戦争について、自らどう考え、どう関わっていくか考える機会を提供する。	・名立機雷爆発事件を基調にした講演会やパネル展を実施する。 ・旧名立町と新潟県教職員組合が建立した石碑「平和を守る碑」を修繕する。(費用の一部負担)	R5	該当なし			192,000	0	192,000	・平和学習の推進及び平和意識の醸成 ・名立機雷爆発事件の後世への伝承	講演会参加者40人	多文化共生課	17007 戦争体験伝承事業	○		○	60
名立	8	中山間地域再生可能エネルギー活用研究事業	名立区脱炭素地域づくり研究会	名立区脱炭素地域づくり研究会	エネルギーの自立促進と新しい“生業”の創出による中山間地域の振興及び小水力発電を通じた脱炭素社会づくりの推進	小水力発電設備の導入に向けて、脱炭素社会や小水力発電などをテーマに連続的な学習会や視察研修などを行う。	R5	該当なし		70%	190,000	190,000	0	・エネルギーの自立促進と新しい“生業”の創出による中山間地域の振興 ・小水力発電を通じた脱炭素社会づくりの推進	学習会参加者50人	環境政策課	18252 脱炭素社会推進事業	○		○	133

【名立区】令和6年度地域独自の予算提案事業一覧

区名	No.	提案事業名	提案団体	実施主体	事業目的	事業内容	独自予算実施	地域活動支援事業		補助率(%)	事業費			期待する効果	数値目標	関係課等	歳出科目(小事業番号、名称)	予算要求の可否	予算要求しないこと理由	要求判断	最終要求額(千円)
								最終実施年度	補助率の経過措置		総事業費(円)	補助対象事業費(円)	市が直接執行する事業費(円)								
名立	9	名立ウォーキングツアーリズム事業	ふるさと名立のくらしと文化伝統を語り継ぐ会	ふるさと名立のくらしと文化伝統を語り継ぐ会	・うみてらす名立を起終点として歩いて回れるよう「歴史」と「文化」をキーワードに地域の魅力化を図り、地域内外の交流を図る。	・R5に同事業で作成した「名立いいとこ巡りウォーキングマップ」の主要巡回箇所に案内看板を設置する。 ・名立の食として金草鞋で紹介された「桜鯛と蛸の桜煮」をベースとした名物を開発する。 ・お灸の実演会と地元農産物の朝市を開催する。	R5	R3	経過措置適用(上限9/10)	90%	185,600	185,600	0	・うみてらす名立を起終点とした地域独自の魅力による小さな観光の創出	うみてらす名立から名立区内への回遊者700人	観光振興課	11575 名立区観光振興対策事業	○		○	167
名立	10	名立オータムフェスタ事業	名立オータムフェスタ実行委員会	名立オータムフェスタ実行委員会	かつて名立区において開催されていた大鍋まつりをベースとした秋のイベントを、地域住民と協力しながら実施することで、地域の一体感の醸成、地域活性化及び観光客等の交流人口の増を図る。	うみてらす名立を会場に、大鍋による海鮮を用いた汁等の飲食物の販売や、名立太鼓連中ほか、地元アーティストなどによるステージイベント及びこども・若者をターゲットとしたイベントを開催する。	該当なし	該当なし		70%	1,547,191	1,547,191	0	・地域活性化と観光客等の交流人口の増 ・地域の一体感の醸成	イベント参加者数1,000人(延べ人数)	観光振興課		○		○	1,083
名立	11	名立太鼓40周年記念事業	名立太鼓連中	名立太鼓連中	名立太鼓結成40周年を記念したイベントを行い、名立太鼓を広く理解してもらう機会とする。	名立太鼓(連中・紅・少年)が交流のある太鼓団体と共に演奏会を行う。	該当なし	該当なし		70%	389,540	389,540	0	・名立太鼓への理解の深まり ・区内若者の郷土愛の醸成	イベント参加者数350人	文化振興課		○		○	272
名立	12	水源涵養地維持に向けた森林調査事業	不動産生産森林組合	不動産生産森林組合	上越市の水源である不動のブナ林の未踏査部分を調査し、伐採計画を検討することで、水源涵養地を維持していく。	未踏査となっているブナ林を委託調査し、その結果をもとに大学の研究者とともに水源涵養地の維持に向けた伐採計画を検討する。	該当なし	該当なし		70%	2,260,000	2,260,000	0	・上越市の水源地の維持	未踏査部分のうち、2k㎡以上を調査	農林水産整備課 ガス水道局 経営企画課		○		○	1,582



令和6年度

名立区の重点取組



名立区総合事務所

1) 今年度確実に前進させる課題と取組み

●ろばた館を核とした農業振興

～新たな中山間地農業を支援し魅力を発信するために～

これまでの地域協議会や農業振興協議会、加エグループなどの取組みを受けて



- ・コメ単作からソバなど中山間地に適した作物も本格導入
- ・夏のそばまつりの新たな開催
- ・新たな担い手・集落営農組織に寄り添う支援と助言
- ・区農業振興協議会の組織と活動の再構築
- ・ろばた館を農産物を加工し提供ができる六次化設備・施設へ改築



●津波に対応した避難行動の深化

～住民の主体的な行動と地域の助け合いを促す～

- ・津波の危機を事実として実際に目の当たりにした
- ・幸いなことに人的な被害が無かった
- ・多方面にいろいろ指摘されている改善点



- ・町内会、未来ネット・名立、北部地区振興会との連携
- ・地域課題として公民館事業との連携
- ・襲来まで短時間の中、住民意識と地域の助け合いのさらなる向上

●魅力を発信し交流を図る新たなしくみづくり

～区内の官民をあげたコンテンツ・組織の再構築～

- ・名立区観光協会の解散
- ・商工会の合併と事務局機能の縮小
- ・海の魅力、山の魅力を備えた地の利を生かす
 - シーサイドパーク名立とうみてらす名立
 - 不動のブナ林と水
 - コメ・ソバなどの農産物・加工品と日本海の水産物



- ・(株)BJと(株)ゆめ企画名立との連携
- ・区の魅力を発信する新たな組織の設立に向けた検討
(区内の各機関・団体の創意・総意を集めて)
- ・ろばた館、シーサイドパーク名立、うみてらす名立の整備更新

● 中山間地振興を図る小水力発電

～脱炭素施策を中山間地振興にもつなげる取組み～

- ・脱炭素社会に向けた全市的な取組みの推進
- ・名立区脱炭素地域づくり研究会の取組みを支援、連携



- ・地域独自の予算事業の活用
- ・住民の理解を促進するため学習会や先進地視察の開催
- ・研究者と連携した名立川の流量調査

●住民自治組織への支援、連携

～住民の主体的な活動を支援、連携・役割分担した事業実施～

- ・市町村合併に伴って住民と行政が協働する要の組織として設置
- ・「名立まちづくり計画」の策定、アクションプランによる具体化
- ・令和6年4月からNPO化

名立まちづくり協議会 → (NPO)まちづくり未来ネット・名立へ



- ・区内の様々な団体と連携
- ・地域福祉、名立まつり、公民館と連携した学習活動など自主事業
- ・時間外受付業務、敬老会、支え合い事業など市からの受託事業

2) 今年度も着実にすすめる取組み

- ①地域公共交通の利用促進と見直し
- ②危険空き家の適切な取り扱い
- ③未登記による林道敷地の不適切課税への対応
- ④うみてらす名立護岸の県へのスムーズな移管
- ⑤地域要望を市道路整備計画へ着実に反映
- ⑥除雪業者の見直し
- ⑦シーサイドパーク名立の遊具の更新
- ⑧住民の安全安心を図る大型鳥獣対策
- ⑨社協と連携した生活支援ハウスの修繕
- ⑩中学校の南側法面の維持管理・修繕

令和6年第4回（6月）上越市議会定例会

総務常任委員会資料【所管事務調査】

○住民自治・地域自治、地域協議会制度について	
地域自治推進プロジェクトの検討状況について	・・・・・・・・ 1～8
地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて	・・・・・・・・ 9
地域自治の推進に向けたヒアリング調査まとめ	・・・・・・・・ 別冊

地域自治推進プロジェクトの検討状況について

1 これまでの取組状況

- (1) 市では、平成 17 年 1 月の合併から 19 年が経過する中、「地域のことは地域で決めて、地域で実行する」地域自治の仕組みの強化を図るため、令和 4 年度に総合事務所やまちづくりセンター、地域政策課等で構成される地域自治推進プロジェクトの取組を開始した。(別紙 1 参照)
- (2) 本プロジェクトでは、次の 5 項目を検討項目としており、これらの現状や課題を把握するとともに、理想的な姿の考察やこれを実現する具体的な方策など、当市における地域自治に関する様々な検討を進めている。

(本プロジェクトの各検討項目)

- ① 区域の設定の考え方の整理
- ② 地域協議会の役割の整理
- ③ 地域の活動団体の公益的な活動の充実
- ④ 地域自治の活動を活性化する予算の仕組み
- ⑤ 総合事務所・まちづくりセンターの地域との関わり方 等

※ ④の予算の仕組みについては、これまで地域活動支援事業を活用してきた公益性のある取組の継続や運用上の課題に留意しながら、他の検討項目に先行して、令和 5 年度から地域独自の予算事業を実施している。

- (3) 令和 5 年度は、地域の団体や地域協議会へのヒアリングを通じて現状を把握するとともに、地域自治区制度を導入した当時の考え方を整理した上で、各検討項目に係る課題を精査し、当市における地域自治の理想的な姿の考察と取組の方向性を検討し、別紙 2 (案) のとおり取りまとめた。

2 今後の予定 (案)

- (1) 令和 6 年度
 - ・ 別紙 2 (案) を基にした、地域の団体との意見交換の実施
 - ・ 地域協議会委員へのアンケート調査の実施
 - ・ 外部有識者からの意見聴取の実施
 - ・ 以上の結果等を踏まえた各検討項目に関する制度・仕組みの在り方や方策案の検討、取りまとめ 等
 - (2) 令和 7 年度
 - ・ 各検討項目に関する方策案の実現に向けた詳細な制度設計 等
 - (3) 令和 8 年度以降
 - ・ 市民への周知や条例改正の手続
- ※ なお、今後の検討・協議の進捗により、取組可能なものから順次実施することも想定している。

地域自治推進プロジェクトの概要

・地域のことは地域で決めて、地域で実行する地域自治の仕組みの強化を目指す。

《現状に対する課題認識》

・「住民同士の支え合い」や「活気を生み出す」ような自治区単位での自主的な活動がなかなか広がらない
その要因 ⇒ 活動を企画・実行する人材の確保が困難
⇒ 地域自治区制度の下で、地域の課題を拾い上げ、地域や市に対して解決策の提案まで到達する事例が限定的

《課題解決の方向性》

・地域と市が一緒になって話し合い、市内各所の多様な資源をいかしながら地域の活力を高めていく取組を実現



《検討の観点》

・どうやって「地域のことを地域で実行できる取組」を生み出していくか
・どうやって「地域の人材」を取り込むか
・どうやって「地域のニーズ」を把握していくか

《検討の展開順序》

・現状のまま推移した場合の課題の深掘り
・合併後20年を迎えようとする今、20年後の将来を見据えた「理想的な姿」の考察
・実現するためのロードマップの策定
※現状の運用も含め、しっかりと時間をかけた議論・検討
※制度を運用していくことを見据えた丁寧な制度設計と合意形成

《検討事項・論点例》

・地域自治の活動を活性化する予算 ⇒ 【事業の検討・提案方法、評価方法】
・地域の活動団体 ⇒ 【公益的活動の充実】
・地域協議会 ⇒ 【役割の再整理】
・総合事務所、まちづくりセンター ⇒ 【地域との関わり方】
・区域 ⇒ 【設定の考え方の再整理】

《検討方法》

・総合事務所、まちづくりセンターを含む庁内での協議
・地域協議会や住民組織など活動団体へのヒアリングと協議
・他自治体の事例調査

《最終目標》

地域に住み続けることに誇りと愛着を持ち、市民生活の満足感の高揚や質の向上が図られる取組を生み出した状態

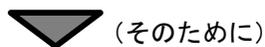
※スピード感の異なる検討課題に対しては、緊急性に応じて柔軟に対応

※本資料については、今後の検討、協議を踏まえながら整理していくものである。

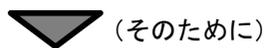
理想的な姿と取組の方向性・方策			
理想的な姿	現状と課題	取組の方向性	方策
<p>地域自治全体 地域住民が地域の維持や振興に向けて、的確に課題を把握し、対策を決定し、課題の解決を実施できる状態</p>	<p>地域自治区の区域 住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域</p>	<p>○「考えて決める」ということの一体感を重視し、現在の区域を基本とする。</p> <p>将来的に、地域で見直しの機運が高まってきた際には最適な在り方を検討</p>	<p>方策案 ○区域の維持</p>
<p>地域協議会 地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織</p>	<p>○委員の高齢化・固定化等により、多様な意見の把握、意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。</p> <p>○話し合われたことが団体との連携等で実行に至ることが少ない。</p>	<p>○「考えて決める」視点と「実行する」視点から必要な見直しを検討</p> <p>○令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討</p>	<p>方策案 ○団体推薦+公募による委員選任 ○公募公選制の継続（委員数を見直す）</p>
<p>地域の団体 地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体</p>	<p>○町内会では、担い手不足等により活動の継続が困難であったり、活動資金の確保に苦慮しているところもある。</p> <p>○住民組織では、組織力の強化や人材・活動資金の確保、団体間の連携が必要</p>	<p>○地域自治区全域の公益的活動を担う団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援</p> <p>○地域内外の団体との連携や外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない手法の検討</p>	<p>方策案 ○事務局体制の強化支援 ○組織同士の連携支援 ○地域経営の視点も取り入れた組織の在り方研究</p>
<p>地域自治の活動を活性化する予算 各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み</p>	<p>○地域独自の予算事業について、様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かい対応の余地がある。</p> <p>・個々の団体への支援が中心であり、地域自治区全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数</p>	<p>○地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえ必要な改善等を検討</p> <p>○地域自治区単位の活動を促進するものや取組に応じたきめ細かい支援ができる仕組みを検討</p>	<p>方策案 ○地域独自の予算事業の改善による支援の継続 ○地域自治区単位で予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設</p>
<p>総合事務所及びまちづくりセンター 地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織</p>	<p>○総合事務所は、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。</p> <p>○まちづくりセンターは、地域の様々な団体との関係構築の機会が少ない。</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>	<p>○ほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討</p>

上越市における地域自治のねらい

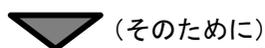
地域住民の暮らしの満足度を高め、安全・安心・快適に過ごせるようにする（住民の福祉の増進）



行政の取組（公共サービス）に加え、地域の主体的な取組も重要



地域に暮らす住民が自ら主体的に身近な地域の課題を捉え、実情に合ったきめ細かい活動につなげる
「市民本位の市政」と「自主自立のまちづくり」



「都市内分権」の仕組み
「地域自治区制度」の導入

- ・地域協議会
- ・事務所

検討の方向感

「協働・実行」に留意

検討の視点

- ☞「考えて決める」という視点
 - ・地域の問題や課題を的確に捉えているか
 - ・問題や課題への対策を的確に企画できているか
 - ・地域住民の賛同を得られているか
- ☞「実行する」という視点
 - ・「考えて決めたこと」を実行に移すことができるか

地域自治区の区域の理想的な姿

住民が地域の状況を理解し共有することができ、住民同士のつながり、安心感や共感、帰属感があり、相互に協力的な行動ができる身近な地域

取組の方向性

- ・「考えて決める」ということの一掃感を重視し、現在の区域を基本とする。
- ・なお、将来的に地域において見直しの機運が高まってきた際には、最適な在り方の検討や地域の合意形成に向けた議論を地域と行政が一緒になって行うこととする。

制度の概要、当初の考え方

- 地域自治区**
- ・「地域に暮らす市民が課題を共有し、解決するために相互に取り組むことができる身近な地域」を区域として地域自治区を設定したもの
- 身近な地域とは**
- ・市民が各種の活動等を通じて、生活の場について相互に理解し共有することができる範囲
 - ・人と人とのつながりがあり、安心感や共感、帰属感が創出でき、協力的な行動が広がっていく範囲
 - ・具体的には、地縁団体等における具体的な活動等を通じて、より多くの市民にとって生活に関わりのある範囲と捉えるものとしている。

現 状

- 13区**
- ・合併前の旧町村の区域を一つの区域としたもの
 - ・各区には住民組織も組織されている。
- 15区**
- ・自治的な活動が行われている範囲であり、多くの住民に関わりが深く、おおむね昭和の大合併前の市町村のエリアと重なる「地区」を基本としたもの
 - ・最も身近な自治の場である町内会の地区町内会長連絡協議会が組織され、15区中12区には住民組織も組織されている。
- 地域協議会委員や地域の団体等の意見**
- ・地域協議会委員の77.4%、地域の団体の79.8%が、地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であると回答しており、現在の区域でよいとする意見が多数を占めている。
- 【議会からの意見・提言等】**
- ・現在の地域自治区の設定がこれからも相応しいものか検討する必要がある。
 - ・28区を維持する場合は存在理由を明らかにし、再編等を行う場合は市民が納得するまで議論を尽くして実行すべき。

課 題

- ・現在の区域でよいとする意見が多数を占めているが、一部には、現在の区域以外の範囲として下記の意見がある。
 - 団体の活動を継続・活性化させるためには、現在よりも広い区域がよいとする意見
 - 小学校区や中学校区など、より意思疎通ができる範囲や顔の見える関係性といった観点から、現在よりも狭い区域が良いとする意見

方 策

- 方策案：区域の維持（現状どおり）**
- ・地域への愛着や目の届く範囲として「現在の区域の範囲」が適当であるとする意見が多数であり、現状で地域の一体感があると考えられることから、現在の区域を維持する。

地域協議会の理想的な姿

地域の課題解決に向けて、地域の意見を的確に把握して対策を考え、決定し、実行につながるよう働きかけることができる組織

取組の方向性

- ・ 多様な意見の把握からの的確な課題設定、対応策の決定といった「考えて決める」という視点と、対応策の実施という「実行」の視点から、必要な見直しを検討する。
- ・ 令和6年度から取り組む運用上の工夫の実施状況を踏まえて検討する。

制度の概要、当初の考え方

○設置目的、権限など

- ・ 地域の課題を主体的に捉え、それらについて議論を行うことを通じて、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させていく。
 - 市長からの諮問に対して答申を行うことができる。
 - 自ら必要と認める事項について自主的な審議を行い、市長に意見書を提出することができる。
- ・ 地域の団体と連携、協力関係を築く中で、課題解決に向けた働きかけを期待

○地域協議会の委員構成

- ・ 地方自治法では、委員構成は、区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるものとなるよう配慮しなければならないとされている。

○公募公選制による委員の選任

- ・ 区域内の住民の多様な意見が適切に反映されるよう公募公選制という仕組みで担保している。

○委員の報酬

- ・ 地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考えから、委員には報酬を支給しない。

現 状

○委員選任状況（R6改選時）

- ・ 選任投票 なし ※R2は2区で実施
- ・ 定数380人中231人の届出者
- ・ 追加選任 28区のうち23区
- ・ 定数どおり 28区のうち5区
- ・ 平均年齢 61.7歳
- ・ 男女比 男性76.8%、女性23.2%
- ・ 再任率 38.1%

○諮問に対する答申の結果（制度導入以降）

- ・ 支障なしとされたもの 1,448件
- ・ 上記のうち意見が付されたもの 158件
- ・ 支障ありとされたもの 8件

○自主的審議の結果（R2～R6任期中間）

- ・ 自主的審議のテーマ件数 61件
- [内訳]
 - ・ 団体に働きかけたもの
 - 実行に至ったもの 14件
 - 実行に至らなかったもの 7件
 - ・ 市へ意見書を提出したもの 24件
 - ・ 団体への働きかけや市への意見書の提出に至らなかったもの 22件
- ※重複があり、合計は61件にならない。

○地域協議会に対する認識についての委員へのアンケート上位回答

- ・ 委員構成の偏り（若者等の参画）
- ・ 地域のための取組の検討・企画が役割
- ・ 議論が進まない
- ・ 報酬がない 等

課 題

- 委員の高齢化・固定化、女性が少ない等の状況にあり、地域での様々な年代や性別の多様な意見の把握、多様な意見を踏まえた課題設定に苦慮していると思われる。

- 地域協議会は、いわゆる実行組織ではないため、自ら課題解決に向けた取組を実行することができない。地域協議会で話し合ったことを市に意見として述べることを通じて、市による取組につながる可能性がある一方で、地域の団体との連携等により実行に至ることが少ない。

○報酬

- ・ 委員に報酬を支給しない当初の考え方が時代にそぐわないとの意見がある。

○地域協議会に対する認識についての地域の団体へのヒアリング上位回答

- ・ 委員構成の偏り（若者等の参画）
- ・ 地域の声や課題の把握が役割
- ・ 活動内容が不明
- ・ 地域に認識されていない 等

【議会からの意見・提言等】

- ・ 地域の課題を集約する仕組みをつくるほか、自主的審議を優先的に行う。
- ・ 公募公選制を維持するほか、公募の際は、様々な団体などの自薦・他薦による選出方法を検討する。
- ・ 費用弁償等の在り方を検討する。

方 策

方策案：団体推薦＋公募による委員選任の見直し

- ・ より一層、様々な分野に関する各年代、男性・女性の多様な意見や問題意識等を的確に把握し、対策を決め、実行につなげられるよう、地域の様々な団体の代表と公募委員で構成する体制に見直す。
- ・ 町内会や住民組織、若者や女性の団体等から委員を選任することで、地域協議会をそれらの団体のプラットフォームとし、各種情報を共有でき、議論を踏まえての対策をそれらの団体が確実かつ速やかに実行できる体制とする。

方策案：公募公選制の継続

- ・ 公募公選制を継続し、若者や女性、住民組織との意見交換をルール化しつつ、人口減少が続く各区の実態を踏まえ、委員定数を見直す。

※報酬については、どちらの方策も役割に応じて検討

地域の団体の理想的な姿

地域での公益的な活動を企画し、自主的・持続的に取り組むことができる団体

取組の方向性

- ・ 地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）の安定的で継続的な活動の確保に向けた支援を行う。
- ・ 地域活動の維持・継続に向けて、地域内での団体間の連携はもとより、地域外の団体との広域連携、外部人材の活用等、地域の枠組みに捕らわれない多様な人材確保の在り方や財源確保についても検討する。

制度の概要、当初の考え方

現 状

課 題

方 策

【町内会】

- ・ とともに暮らしやすく、住みよい地域にしていくために任意で組織された地縁の団体
- ・ 地域の住民の共同体（地域コミュニティ）として、住民生活に身近な課題の解決に向けて、住民相互の連絡、地域的な共同活動、行政事務の受託など幅広く活動している。

【住民組織】

- ・ 住民と行政の協働により、地域の特性をいかした活力あるまちづくりを推進し、支え合い、安心して暮らせるまちづくりを目的としたもの

○13区

- ・ 全ての地域自治区に設置されている。

○15区

- ・ 金谷、諏訪、津有、高士、八千浦、保倉、谷浜・桑取では、合併以前から主体的な活動を行ってきた。
- ・ 新道、三郷、和田、有田、北諏訪では、市の地域支え合い事業の受託を機に、市の働きかけにより設立
- ・ 高田、直江津、春日にはない。

【町内会】

- ・ 市内に820町内会があり、10世帯を下回る小規模町内会が増加傾向。特に中山間地域では、体制や活動の維持に苦慮している。

【住民組織】

○13区

- ・ コミュニティプラザの管理や地域支え合い事業等の受託のほか、地域の祭りや各種イベント、地域の実情やニーズに対応した独自のサービス等実施

○15区

- ・ 高田、直江津、春日には住民組織がないが、ほかの住民組織では地域支え合い事業を受託するほか、ほかの様々な分野の活動を実施している組織もある。

○町内会や住民組織からの意見

- ・ 地域活動を支える担い手（スタッフ、参加者を含む。）の不足や若者の参画が得られないといった意見がある。
- ・ 限られたノウハウやマンパワーで取り組んでいる、他団体との連携が必要だと思いが進め方が分からない、会費収入の減少に伴い活動資金が不足しているといった意見がある。

【町内会】

○人材

- ・ 人口減少や少子高齢化、定年延長、ライフスタイルの変化などに伴い、役員や活動の担い手不足が顕著であり、町内の各種活動等の継続が困難になりつつある。

○資金

- ・ 世帯数の減少により、活動に必要な資金や集会所等の維持管理や更新等の財源確保に苦慮する町内会もある。

【住民組織】

○人材

- ・ 人口減少や少子高齢化に伴う担い手不足が進みつつあり、組織力の強化や地域内での人材確保、団体間の連携を図る必要がある。
- ・ 地域の人材だけでは課題を解決していくことが困難な場合には、外部人材の活用も必要である。

○資金

- ・ 財源確保に向けて、助言や情報提供を含めた支援の必要がある。

○他団体との連携

- ・ 各種団体の連携に向けて、団体間の情報交換や交流（活動内容等の共有や横のつながり）の場が必要である。

○当面の取組

- ・ 地域内での自治の基本的な組織である町内会の維持継続が厳しさを増していく中において、地域自治区全域の公益的活動を担っている団体（住民組織等）が地域を運営する機能を持つことができるよう、それぞれの実情に合わせた支援を行う。

方策案：事務局体制の強化支援

- ・ 各団体の実情を踏まえて、人材面や資金面などでの各種支援を行う。

方策案：組織同士の連携支援

- ・ 地域内の様々な団体との情報共有や意見交換ができるようなプラットフォームの構築
- ・ 活動団体のつなぎ役としての中間支援組織を強化するための支援

○将来的な取組

- ・ 地域における様々な公益的な取組を持続することができるよう、地域経営の視点も取り入れた組織の在り方について併せて研究していく。

地域自治の活動を活性化する予算の理想的な姿

各地域における地域課題の解決や維持・活性化に寄与する予算の仕組み

取組の方向性

- ・地域独自の予算事業について、地域の意見等を踏まえながら必要な改善等を検討する。
- ・地域自治体単位の活動促進に資するもの及び取組内容に応じたきめ細やかな支援が可能な予算の仕組みについて、プロジェクト全体の検討状況を踏まえて検討する。

制度の概要、当初の考え方

- 地域独自の予算事業**
 ・それぞれの地域の課題を解決し活力の向上を図るため、個々の団体の公益的な取組や地域の実情にあった取組の実現に向けて、総合事務所やまちづくりセンターが提案団体と一緒に企画を練り上げ、予算要求できる仕組みとして、令和5年度から運用を開始
 ※令和4年度をもって地域活動支援事業を終了したことに伴い、同事業により実施していた公益的な活動を継続するために先行実施した。
- その他の予算の仕組み**
 ・地域独自の予算事業以外の地域自治の活動を活性化する予算の仕組みは、継続検討することとした。

現 状

- 【地域独自の予算事業】**
○令和6年度取組
 ・予算：180件、126,277千円
 ・新規取組 36件
 令和5年度新規事業の継続分を合わせると46件（全件数の25.6%）
- 提案団体等の意見**
<令和5年度調査>
 ・令和5年度活用団体のうち補助率の見直しを求める意見は33.1%
 ・8月末の提案期限の見直しを求める意見は9.2%
<令和6年度調査>
 ・令和5年度活用団体で経過措置が適用されている団体のうち、補助率上限7割では自主財源を確保できないとした団体は66.0%
 ・団体が求める支援策に関する主な意見活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
- 【議会からの意見・提言等】**
 ・地域の要望を集め、地域で話し合っ「地域要望」とし、それに基づいて行政が予算提案、議会の議決を経て、行政が執行するという地域も参画する地域予算づくりを検討する。

課 題

- 【地域独自の予算事業】**
 ・様々な分野の取組を一律の制度で支援しており、各取組への一層のきめ細かな対応の余地がある。
 ・提案内容によって市が実施主体となる取組の基準が不明確との指摘がある。
 ・令和6年度予算編成過程において、総合事務所等による関わりを更に深める余地があった。
 > 地域独自の予算事業の趣旨や仕組みの周知
 > 効果的な手法や経費の精査
 > 財源確保に向けた助言
 > 提案団体と他団体の連携協力の支援
- 地域自治体全域への広がり**
 ・地域独自の予算事業は個々の団体への支援が中心であり、地域自治体全体としての活動にまでつながっていくかどうか未知数

方 策

- 方策案：地域独自の予算事業の改善による支援の継続**
 ・現行の地域独自の予算事業を基本としながら、団体が行う多種多様な取組の内容や特性を考慮したきめ細やかな支援となるよう、専門性を持つ各担当部局が分野別に支援する。
- 方策案：地域自治体単位の予算の使い方を決めて実行につなげる制度の創設**
 ・地域自治体単位の課題を設定し、その解決策を地域協議会や地域の団体、総合事務所等が主体的に関わりながら決定し、これらの事業に取り組む際に必要な予算を計上する制度を創設する。

地域の一員として連携し、コミュニケーションが図られ、地域の団体等が「考え、決め、実行する」ことを支援する組織

取組の方向性

・本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。

制度の概要、当初の考え方	現 状	課 題	方 策
<p>・ 地域自治体の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治体には、各区に「総合事務所」を設置し、平成21年に設置した15の地域自治体には、複数の地域自治体の地域協議会の事務局と地域振興に特化した業務を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置している。</p> <p>○13区</p> <p>・ 地域協議会の運営や地域振興に関する事務のほか担当する区内の行政サービスに関する事務を行う。</p> <p>・ 旧町村役場を活用し、地域住民が地域活動に利用できるよう「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くことや施設の管理・運営を住民に委ねることを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整備</p> <p>○15区</p> <p>・ 職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や所管する区域の地域振興に関する業務を行う。</p> <p>・ 所管する区域数、事務所ごとの事務量、地理的連続性、住民の利便性（交通の便等）等を総合的に勘案し、南部・中部・北部の3つに分け、既存の施設に設置</p>	<p>○総合事務所</p> <p>・ 地域を知る職員、地元職員が減少している中、限られた人員で多岐に渡る事務事業を行っている。</p> <p>○まちづくりセンター</p> <p>・ 所管する地域自治体は4～6区と複数あるが、所管業務が限定されている点や人員数や時間的な制約などもあり、総合事務所と比べ地域との関わりが少ない。</p> <p>○地域協議会委員や地域の団体等の意見</p> <p>・ 総合事務所やまちづくりセンターに期待する役割として、「現場の把握」や「地域への積極的な関わり」など地域への直接的な関与が求められている一方、地域協議会委員から「地域住民の目線が不足」、「地域との関わりが少ない」との意見や、地域の団体からは「現場を知る、出向く」、「権限・予算が少ない」との意見があった。</p> <p>○コミュニティプラザ</p> <p>・ 13区のうち4区では住民組織以外が管理・運営を受託している。また、15区にはコミュニティプラザを設置していない。</p>	<p>○総合事務所、まちづくりセンター</p> <p>・ 総合事務所等の職員と地域の団体等と関わる機会を十分確保する必要がある。</p> <p>・ 総合事務所等の職員が地域と協働して課題を解決するため、的確な情報提供やアドバイスなど、適切な支援を行うことができるよう、職員体制の整備を図る。</p> <p>【議会からの意見・提言等】</p> <p>・ 総合事務所等の地域自治・住民自治を支える権能の強化が求められている（所長の権能強化、職員体制の最適化・職員能力の向上、自治の担い手の育成）</p> <p>・ 15区へのコミュニティプラザの設置について検討する必要がある。</p>	<p>※本プロジェクトのほかの検討項目での方針や方策に応じて、必要な体制を検討する。</p>

地域独自の予算事業の経過措置の取扱いについて

1 概要

令和5年度に地域独自の予算事業を実施した121団体における制度面や運用面に
関する課題やアンケート調査の結果等を踏まえ、地域独自の予算事業の補助率に係
る経過措置を次のとおり見直すこととする。

2 見直しの考え方

- (1) 各団体の取組状況を踏まえると、経過措置に基づき補助率を低減させた場合、
多くの団体において取組の継続が困難になることが見込まれるが、その一方で、
自主財源の確保に向けて取り組む意向があることがうかがわれる。
- (2) こうした中、総合事務所やまちづくりセンターを中心に、団体による自主財源
の確保に向けた取組を支援する余地もあるものと考えられる。
- (3) このようなことから、公益性の高い自治の取組が継続されるよう、補助率の低
減に伴う影響を抑えるとともに、総合事務所等による団体への支援を更に実施し
ていくため、経過措置を適用している事業について経過措置の期間を延長し令和
7年度の補助率は10分の9のまま据え置くこととする（新規事業の補助率は、10
分の7を維持）。
- (4) なお、地域自治推進プロジェクトにおいて、令和6年度に「地域自治の活動を
活性化する予算」の制度や仕組みの在り方について検討することとしているた
め、令和8年度以降の取扱いについては、本プロジェクトの今後の検討状況に合
わせて考え方を整理することとする。
- (5) 総務常任委員会所管事務調査において説明後、対象団体への周知を行う。

3 アンケート調査の結果概要（参考）

- (1) アンケート調査の結果、補助率の経過措置が適用されている団体の66.0%（64
団体）から、補助率の上限が10分の7となった場合、自主財源を確保することが
できない旨の回答があった。
- (2) 団体が求める主な支援策は次のとおり
 - ・ 活用可能な補助金等の情報提供（51.7%）
 - ・ 企業協賛金の確保に向けた支援（39.7%）
 - ・ 他団体（住民組織・町内会等）との連携の支援（32.8%）
 - ・ 補助率の引上げ（27.6%） など

別冊2

上越市地域協議会 委員の手引き



 上越市

目 次

はじめに	1
1 地域自治区制度	2
(1) 地域自治区制度とは	2
(2) 地域自治区制度のポイント	3
(3) 地域自治区の事務所	3
2 地域協議会	4
(1) 地域協議会とは	4
(2) 地域協議会の役割など	4
(3) 地域協議会の委員	5
(4) 地域協議会委員選任の流れ	7
3 地域協議会の役割	8
(1) 自主的審議	8
(2) 諮問・答申	10
4 地域協議会の活動	13
5 より充実した地域協議会運営に向けて	14
(参考) 地域独自の予算事業	15
各地域自治区の事務所一覧	16

上越市PRマスコット



けんくん



けんけん



兼統くん

はじめに

上越市では、平成 17 年の市町村合併を機に、それぞれの地域の特性をいかしたまちづくりを実現するため、旧町村の範囲を単位とした地域自治区を設置しました。各地域の声を集約し、その声を市民の皆さんの手によるまちづくり活動につなげていく仕組みを整えました。

また、平成 20 年には上越市自治基本条例を制定し、この仕組みを普遍的な制度として位置付け、平成 21 年に合併前の上越市にも地域自治区を設置することで市内全域に等しくまちづくりを進めるための仕組みを整えました。

本手引きは、各地域自治区に設ける地域協議会の委員の皆さんから、地域自治区制度や地域協議会の役割をご理解いただくとともに、委員としてご活躍いただくために作成しました。あわせて、市民の皆さんや地域活動に取り組まれている団体、地域活動に関心のある皆さんからもご一読いただき、地域協議会へのご理解や地域協議会との連携や協力の関係を築いていただくためにお役立ていただければ幸いです。



図 1 : 市内に設置している地域自治区

1 地域自治区制度

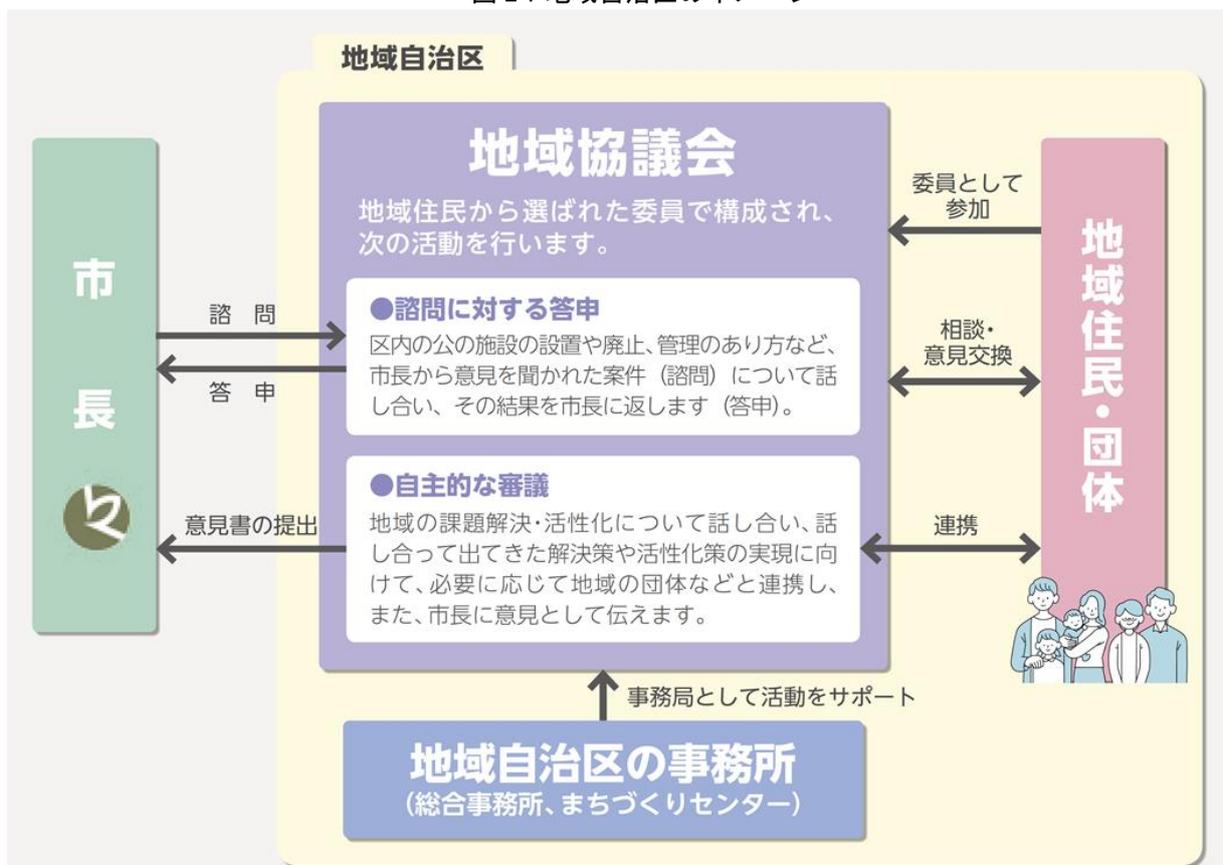
(1) 地域自治区制度とは

～自主自立のまちを実現していくための仕組み～

地域自治区制度は、「自主自立のまち¹」の実現を目指して、市内のそれぞれの地域において、住民の皆さん同士、あるいは住民の皆さんと行政の連携・協力関係を築き、まちづくり活動を活発にしていくため、また多様な地域特性や住民の皆さんの意思をより一層市政に反映していくための仕組みです。

また、地域自治区には、地域の課題や地域の活性化などについて、より良い解決策を導き出すために話し合い、話し合いの結果をもとに、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えること等を行う地域協議会と、地域協議会の事務や地域でのまちづくり活動を支援していく事務所を設けることとしています。

図2：地域自治区のイメージ



1 市民自らが主役となって進める市民本位のまちづくりを推進するため、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿のこと。人、地域経済、行政がそれぞれ自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

(2) 地域自治区制度のポイント

市の全域に28の「区域」を設置

より多くの市民の皆さんから今よりも更に「身近な地域」に関心を高めていただくための仕組みとして、市の全域に地域自治区を設置しました。

各区に地域協議会を設置

地域協議会は、身近な地域の課題などについて、住民の皆さん自らがその解決方法や解決に向けた取組方法等を話し合い、話し合いの結果に応じて、地域団体等との連携・調整を行うほか、市長に意見として伝えていく機関です。

各区を担当する事務所を設置

地域自治区の事務所は、地域協議会の運営に関する事務を行うほか、それぞれの地域における住民の皆さんのまちづくりをサポートしています。

motto

身近な地域に関する**情報を共有**しやすくなるように

motto

身近な地域に**関心を高め、愛着**を持てるように

motto

様々な立場や考えの人たちが、身近な地域について話し合えるように

motto

地域で活躍している**多様な担い手**が**連携**しやすくなるように

motto

身近な地域を軸に**多様な観点からまちづくり**を進められるように

motto

市民ニーズや**地域の実情**に合った市政を進められるように

(3) 地域自治区の事務所

地域自治区の事務所として、平成17年に設置した13の地域自治区には、各区に「総合事務所」を設置しています。また、平成21年に設置した15の地域自治区では、複数の地域自治区を担当する「まちづくりセンター」を3か所に設置しています。

総合事務所

○総合事務所の業務内容

総合事務所では、地域協議会に関する事務と地域振興に関する業務のほか、戸籍謄本や抄本、住民票の写しの交付、要介護認定の申請受付など、担当する区内の行政サービスに関する事務も行っています。

○総合事務所を置く施設

旧町村の役場であった施設を活用し、区内の皆さんの地域活動に利用していただける「コミュニティプラザ」を設置し、ここに総合事務所を置くなどの取り組みを通じて、住民と行政との協働による地域づくりを進めやすい環境を整えています。

まちづくりセンター

○まちづくりセンターの業務内容

まちづくりセンターは、それぞれ4~6の区を担当し、職員が必要に応じて地域に出向きながら地域協議会に関する事務や地域振興に関する業務を行っています。

○地域協議会の開催場所

各区の地域協議会の会議は、それぞれの区の中にある公共施設等で開催しています。

2 地域協議会

(1) 地域協議会とは

各区に設置する地域協議会は市長の附属機関であり、様々な立場の住民の皆さん同士が、地域住民としての観点から地域の課題について話し合い、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う機関です。

(2) 地域協議会の役割など

○どんなことを話し合うの？

地域協議会では、住民の皆さんが日常生活の中で改善が必要と感じているテーマについて自主的に話し合うほか、市長から意見を求められた案件(諮問)について話し合います。

※詳しくは8~12ページ参照

○なぜ市長は地域協議会に意見を聴くの？

例えば、市が施設を建設する際、その区の住民の生活に及ぼす影響²について、その区の地域協議会の意見を聴き、その後の政策の参考とするためです。

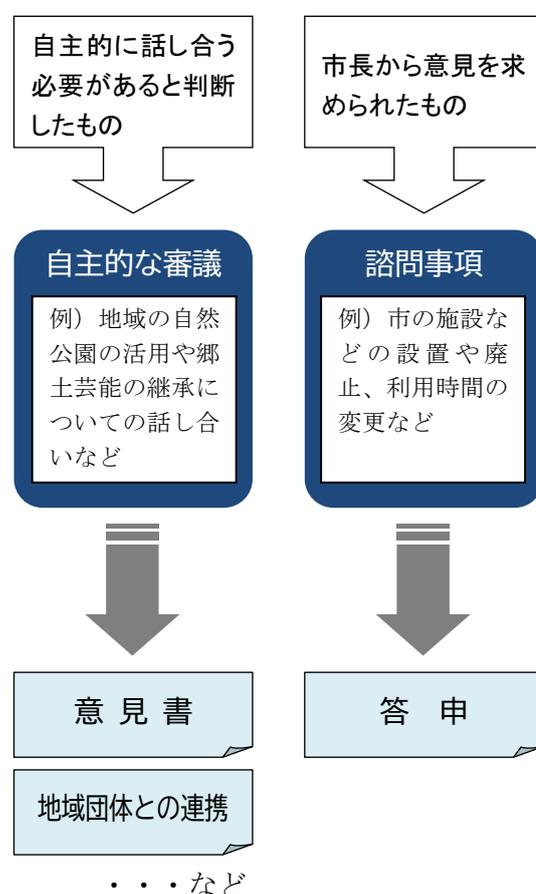
○話し合ったことはどうなるの？

地域協議会は、市長が地域の声を聴くために設置した機関(市長の附属機関)であり、市長はその意見を勘案し、必要に応じて適切に対応することを基本とします。ただし、意見の内容や市の財政状況などから、市政に反映できない場合もあります。

○話し合いの内容を知りたいときは？

地域協議会の開催予定は事前に公表しており、会議はどなたでも傍聴できます。

図3：地域協議会の話し合いの流れの例



※地域協議会で話し合った意見で、意見書や答申として市長に提出された案件については、おおむね1か月後を目途に地域協議会に市の考え方や対応方針等を文書で回答します。

2 その区内の住民の生活に及ぼす影響とは、例えば、施設が設置されることに伴う交通量の増による騒音の問題など生活環境に支障を来すようなマイナスの影響や、にぎわいの創出などのプラスの影響などをいいます。

また、地域協議会で話し合っていることや活動の様子は、各区で回覧・配布する「地域協議会だより」でお知らせするとともに、市のホームページにて会議録や「地域協議会だより」を掲載・公表しています。



会議はいつやっているの？

地域協議会ごとに委員同士で相談して決めていて、月に1回ぐらいの地域協議会が多いかな。開催する時間についても昼間や夕方など、地域の実情にあわせて決めているよ。



地域協議会の会議の様子

(3) 地域協議会の委員

○委員の定数は？

令和6年4月29日から令和10年4月28日までを任期とする委員は380人で、地域協議会ごとの定数は6ページの表1のとおりです。委員改選の都度、地域自治区の人口に応じて定数を見直しています。

○どんな人が委員になれるの？

地域協議会の委員になれる人（委員資格者）は、議員、常勤の公務員などを除きその区の中に住所がある25歳以上の人（市議会議員の候補者となることができる人³⁾）です。

○委員の報酬は？

住民の皆さんの自発的・主体的な参加が期待されていますので、無報酬⁴⁾としています。なお、交通費相当額として、会議1回につき1,200円をお支払いします。

○委員の任期や職の位置付けは？

任期は4年で、再任は妨げません。また、職の位置付けは、上越市の非常勤特別職となります。

3 市議会議員の候補者となるには、公務員の立候補制限がありますが、地域協議会委員は公務員でも臨時又は非常勤の職員であれば一部を除き委員になることができます。

4 平成15年11月の第27次地方制度調査会の答申において、「地域協議会は、住民の主体的な参加を期待するものであることから、その構成員は、原則として無報酬とする。」とされたことを踏まえ、地方自治法第202条の5第5項に、「地域協議会の構成員には報酬を支給しないこととすることができる。」と規定されています。また、国会においても、「原則として無報酬とするよう周知すること。」との附帯決議がなされたことを踏まえ、上越市では、地域協議会は住民の主体的な参加を求めるものであり、住民として担う自主的な活動の一環であるという考えに基づき、委員には報酬をお支払いしていません。

○委員に特別な知識や経験は必要なの？

地域協議会は、地域のことをみんなで考え、話し合う場です。特別な知識や経験は必要ありません。

○委員はどうやって話し合うの？

委員全員が気持ちよく、積極的な話し合いを進められるように、次のことを心掛け、会議に臨みましょう。

～地域協議会における会議の心得 5か条～

- その1 自分以外の人の考えも聞きましょう（自分ばかり話さない）
- その2 発言は簡潔にしましょう（だらだら話さない）
- その3 建設的な話し合いをしましょう（頭から否定しない）
- その4 話し合やすい雰囲気大切にしましょう（相手を責めない）
- その5 個人の意見は平等に扱きましょう（一人の強い意見に偏らない）

表1：各地域協議会の委員定数（令和6年4月29日から4年間の委員定数）

地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数	地域自治区	委員の定数
高田区	20人	有田区	16人	大潟区	14人
新道区	14人	八千浦区	12人	頸城区	14人
金谷区	16人	保倉区	12人	吉川区	12人
春日区	20人	北諏訪区	12人	中郷区	12人
諏訪区	12人	谷浜・桑取区	12人	板倉区	14人
津有区	12人	安塚区	12人	清里区	12人
三郷区	12人	浦川原区	12人	三和区	14人
和田区	14人	大島区	12人	名立区	12人
高土区	12人	牧区	12人	合計	380人
直江津区	18人	柿崎区	14人		



地域協議会委員にはどんな人がなれるのかな？

地域を良くしたいと思う人ならだれでもなれるよ。詳しくは5ページを見てね。



(4) 地域協議会委員選任の流れ

○委員を選ぶ手続きは？

委員を選ぶ際は、最初に公募を行います。

応募者数が定数を超えた時は、公職選挙法に準じた選任投票を行い、その結果を尊重して市長が委員を選任します。

一方、定数よりも、応募者数が少なかった場合は、定数に達するまで、市長が年代や性別、応募者との地域的なバランスなど委員の構成に配慮して委員資格者の中から選任します。

図4：地域協議会委員選任の流れ

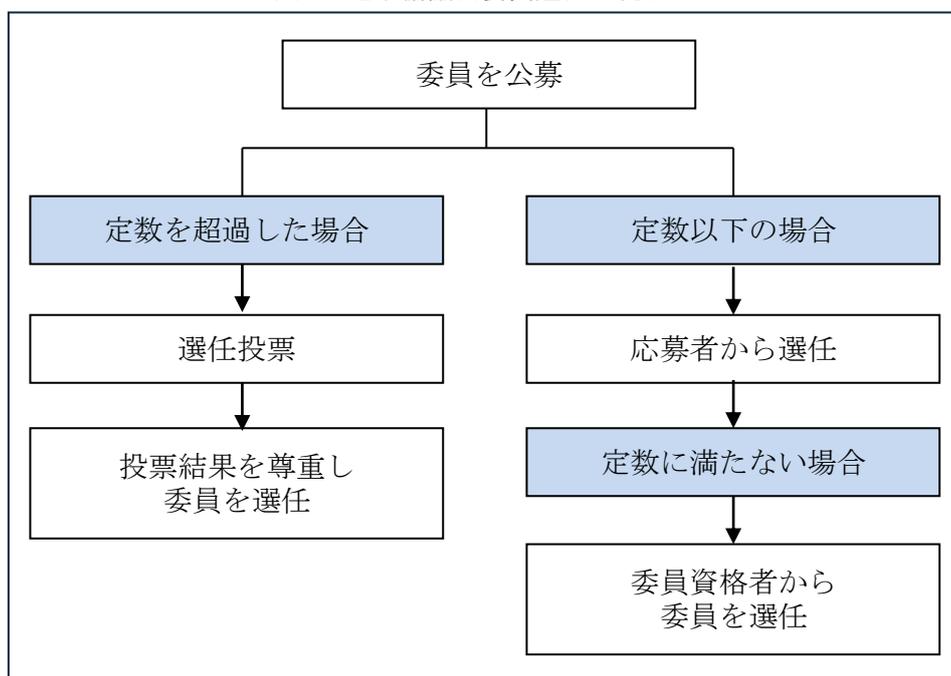


表2：これまでの公募の状況

公募時期	応募者/委員定数	充足率
平成17年1月(13区)	189人/192人	98.4%
平成20年3月(13区)	145人/192人	75.5%
平成21年9月(15区)	128人/224人	57.1%
平成24年3月(28区)	305人/416人	73.3%
平成28年3月(28区)	319人/390人	81.8%
令和2年3月(28区)	321人/382人	84.0%
令和6年3月(28区)	233人/380人	61.3%

3 地域協議会の役割

地域協議会には、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合い、話し合いの結果を地域に説明したり、話し合った内容を地域団体等との連携・調整により取り組んだりするとともに、市長に意見として伝えること等を行う役割（2 ページ参照）があります。

また、区内にある公の施設の設置や廃止、管理の在り方などについて、市長から意見を聴かれた事項（諮問）について話し合い、その結論を市長に返す（答申）役割も持っています。

（1）自主的な審議

○自主的な審議とは

地域協議会は、地域住民としての観点から地域の課題や地域の活性化などについて話し合います。このため、自主的な判断で区内の課題等について話し合うこととなります。

話し合った結果については、その内容に応じて、区内で活動している団体に協力・連携を求めるほか、市長に意見書を提出し、市政での実現を求めていくことができます。

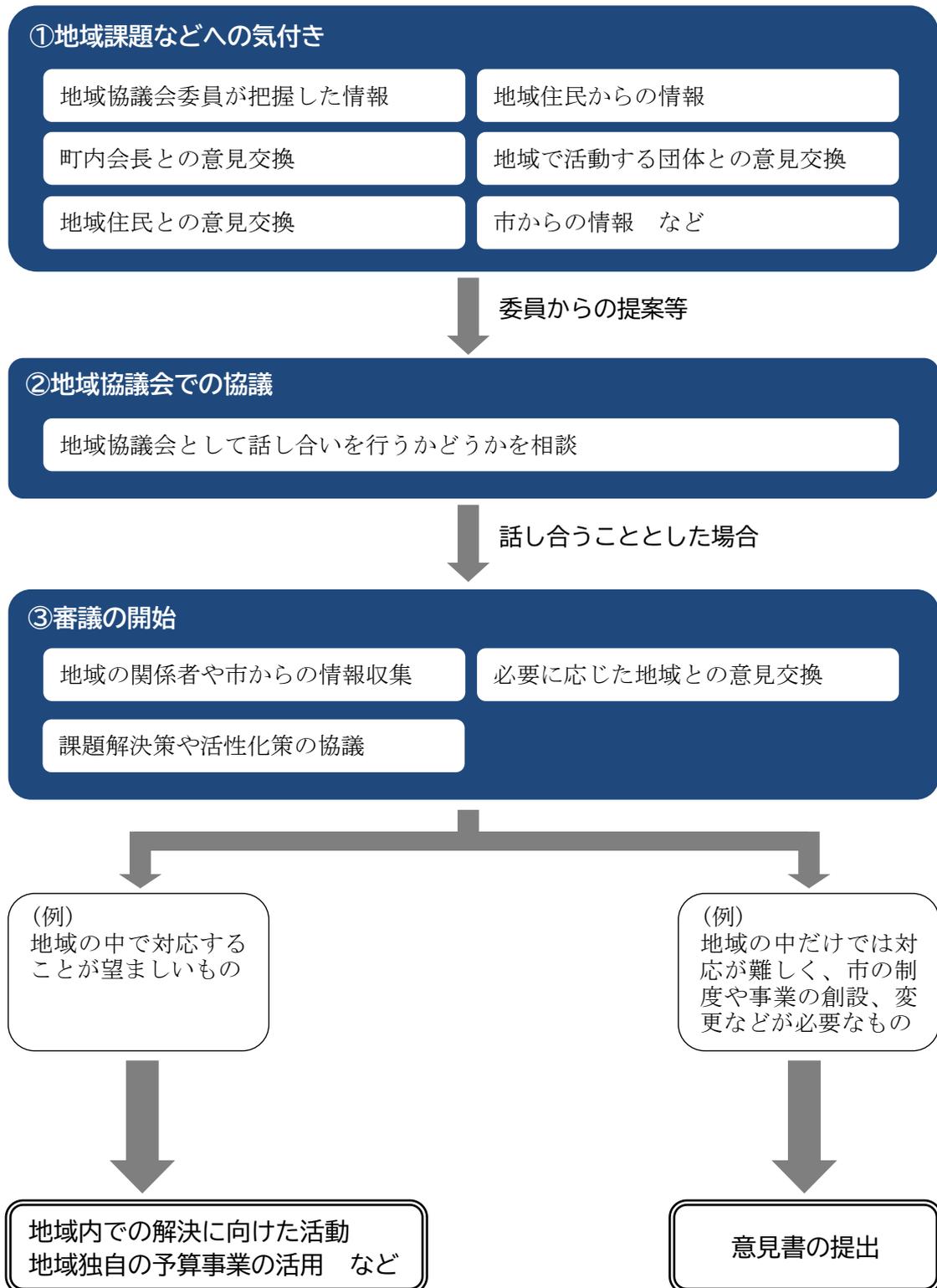
なお、地域協議会は、区内に住む住民としての観点からの議論となりますので、市長に提出される意見書は、当該区との関わりを基にした内容でなければなりません。



表 3：地域協議会で話し合われたテーマの例

テーマ	主な内容
空き家対策	区内の空き家の現状を調査し、地域活性化のための空き家の活用法について検討する。
防災活動	津波や水害等のリスクが高い地域であることから、地域防災力の維持・向上のために実効性のある自主防災組織の再構築に向けて協議・検討する。
交通対策	区内の住民に対して行ったアンケートにおいて、現行の路線バスの廃止に伴う、公共交通の充実や高齢者・子どもの居場所づくり、登下校の安全対策などへの取組を望む回答があったことから、区内の公共交通のあるべき姿について検討する。

図 5 : 自主的な審議の流れ



(2) 諮問・答申

○諮問・答申とは

諮問とは、市長が政策判断の参考とするため、地域協議会に対して、市議会へ上程する案件等、特定の案件について「区内の住民の生活に及ぼす影響」の観点から意見を求めるものです。

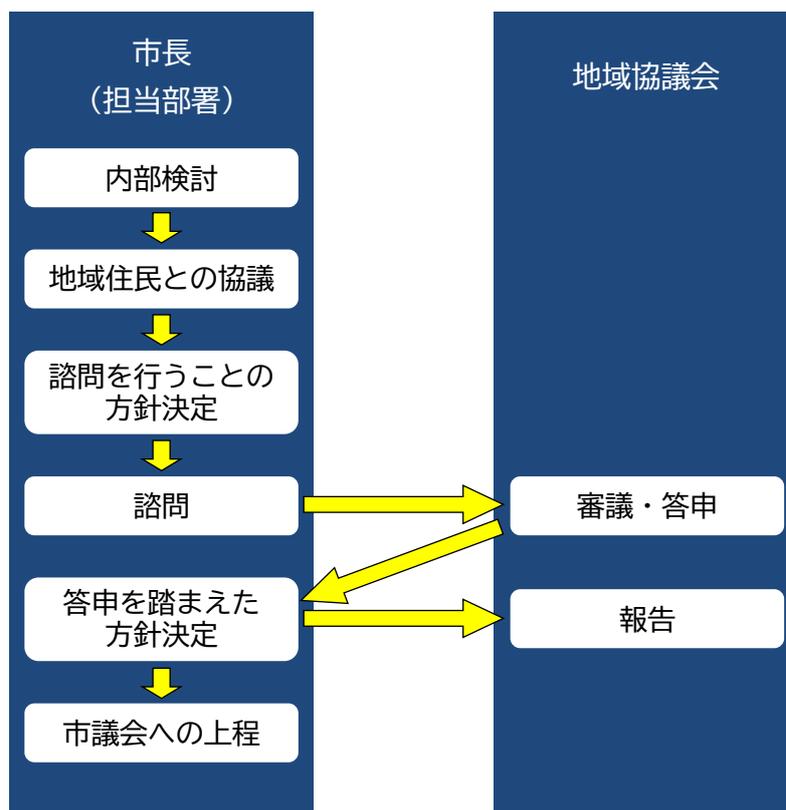
具体的には、区内の重要な公の施設（集会施設など）の設置・廃止・管理の在り方に関することを決定・変更しようとする場合などに、市長が地域協議会に諮問します。

地域協議会は、諮問された事項を話し合い、その結果を市長に対して答申という形で返します。また、話し合いの中で必要と判断した場合は、答申に関連する事項として意見を付け加える（附帯意見）ことができます。その内容は、地域住民の生活に及ぼす影響の観点を踏まえたものとする必要があります。

答申に当たっては、地域協議会は「地域住民の生活に支障なし」または「地域住民の生活に支障あり」の判断をします。なお、地域協議会としての意見がまとまらない場合にあっては「意見の集約ができないため、答申することはできない」といった意見を市に返すことになります。

地域協議会の答申については、市長により尊重されますが、答申の内容によっては法令による規則や全市的な市政の取組状況、財政状況、住民の合意形成の状況などを踏まえ、地域協議会の意見と異なる取扱いをする場合もあります。なお、そのような場合にあっては、市長は地域協議会にその理由を説明することとしています。

図 6：諮問・答申の流れ



○どのような基準で諮問が行われるの？

条例の規定に基づき、当該区の住民の生活に及ぼす影響の観点から意見を聴くため、諮問します。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

例えば、次のような事項について諮問します。

- ・新市建設計画の変更
- ・公の施設の設置や管理の在り方（新しい施設の設置、開館時間と休館日）
- ・公の施設の移転や廃止
- ・新市建設計画等の市議会の議決の対象となる基本構想 など

なお、諮問は市長が自らの政策判断に必要とする意見を求めるために地域協議会に諮問していることから、次の案件については諮問しない取扱いとしています。

- ・市道の認定と廃止
→道路法に基づくものであり、条例に根拠を置かないため
- ・地域自治区内の特定の地域の利用に特化した公の施設の廃止、管理の在り方の変更
→使用者が施設周辺の町内会等に限定されており、さらにはその管理も施設周辺の町内会等が行っているなど、特定の地域のための施設となっていて、その施設に関係する町内会等の了解が得られているものについては、市長の政策判断と地域住民の意向との間に食い違いが生じないため。
- ・統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定（条例の改正を伴うもの）
→受益者負担の適正化を目指した統一的な算定基準を設けており、3年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を見直すため。
- ・公の施設への指定管理者制度の導入、更新及び廃止
→公の施設の管理運営は、指定管理者制度においても条例や業務仕様書の範囲の中で行われるものであり、住民生活に大きな影響を及ぼすものではないため。
- ・指定管理者の選定
→指定管理者の選定を適正かつ公平に実施するため、施設所管課ごとに、専門家や利用者代表（市民）等からなる選定委員会を設置し、適正に選定等が行われているため。

○諮問・答申のポイント

■ 市長が決定した方針について、地域協議会に諮問します。

市長が地域協議会に諮問するためには、まず方針を決定する必要があります。方針を決定するためには、事案に係る地域の住民から一定の理解や協力を得られている状態が望ましいことから、事案によって状況は異なりますが、地域協議会に諮問する前に、市長はその地域の住民への説明等を行うことがあります。

なお、上越市地域自治区の設置に関する条例第7条第2項の「市長は、(中略)あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。」における「あらかじめ」とは、市長が重要事項の方針を内部で決定した後のことであり、例えば、市議会の議決を要するものであれば、市長が方針を決定した後から市議会に上程する間の諮問となりますので、地域協議会が諮問前に市の方針決定に直接関わるものではありません。

■ 諮問は「住民の生活に及ぼす影響」について意見を聴くものです。

諮問は、例えば公の施設の設置や廃止で言えば、単純な是非やよし悪しを聴くものではなく、その施設を設置や廃止することで、その地域自治区の住民の生活にどのような影響があるか、という観点で意見を聴きますので、諮問に対する答申も、それを踏まえた意見が含まれている必要があります。

■ 全市域に関わる事案であっても、全ての区に一律に諮問することはありません。

全市民の利用が想定される大規模な公の施設を設置するときなど、全市域に関わる事案が発生したときは、全ての地域協議会に諮問するのではなく、あくまでも条例に基づき当該施設の設置区にのみ諮問します。これは、全市的な観点から審議するのは市議会であり、地域協議会は市長の附属機関として政策判断の参考とするため、地域自治区から選任された委員が、その区に関わる事案を話し合う役割を担っているためです。

■ 答申は、地域協議会としての意見が一つに集約されている必要があります。

市長は、地域協議会の答申を政策判断の参考とします。その内容が、様々な意見により構成され複雑多岐に渡るものであると、その意見を政策に反映することが困難になり、諮問や答申の意義が損なわれる結果となってしまいます。このため、地域協議会としての意見を一つに集約して答申することが必要です。

4 地域協議会の活動

それぞれの地域協議会では、通常の会議（概ね月に1回程度）のほか、それぞれの地域協議会で創意工夫しながら様々な取組を行っています。

○地域の団体等との意見交換

町内会、住民組織、まちづくり団体など、地域で活動する団体と地域協議会が、地域の課題やその解決策などについて意見交換を行う取組が各区で行われています。

住民の皆さん同士が地域の課題を共有することを通じて、よりよいまちづくりにつながることを期待されます。



地域の皆さんとの意見交換



中学生との意見交換



複数区の地域協議会委員が集まる合同研修会



各区での運営上の工夫や課題について意見交換をする会長会議

○先進地視察

県内外先進地域の視察や自主的審議事項に関する区内の視察等、各地域協議会の状況に応じて実施しています。



○アドバイザーを招いた研修会

地域が元気になるための仕組みづくりや、地域の課題の掘り起こし方法などのノウハウについて、有識者を招きアドバイスを受けることができます。



5 より充実した地域協議会の運営に向けて

地域協議会の運営が円滑かつ有意義となるよう、次のような取組を実施します。

■ 若者や女性等を中心とした団体及び住民組織との意見交換

地域協議会が、地域の多様な意見を把握し審議に反映していくため、若者や女性の団体、住民組織との意見交換を行います。

■ 地域課題等を共有する地域内の視察と勉強会

地域の課題や資源を委員間で共有するため、現場視察や勉強会を実施します。

■ ファシリテーション研修

会議を円滑に進め、参加する委員の発言を促しながら、多様な意見の調整や集約に繋げていく技能の向上を図るため、正副会長を対象とした研修を実施します。

■ 話し合いのスキルアップ研修

会議の際に活発に話し合いが行われるよう、委員一人ひとりが会議に臨む姿勢や心構え等の基本事項を学ぶための研修を実施します。

■ 託児環境の整備

委員が会議に出席しやすい環境づくりのため、委員から、会議に参加する際に子どもを一時的に預けたいといった希望があった際に対応する託児環境を整えています。

■ オンラインでの会議への出席

委員が会議に出席しやすい環境づくりのため、パソコンやスマートフォン等を使い、会場以外の場所からオンラインで会議に参加できるようにします。

(参考) 地域独自の予算事業

○地域独自の予算事業とは

それぞれの地域の課題を解決し、地域の活力の向上を図る取組の実現に向けて、市の予算を要求する仕組みです。

地域住民の皆さんや地域協議会からの提案が、総合事務所やまちづくりセンターによって予算として要求され、市議会の議決を経て、地域の団体や市によって実現されます。

取組を提案できるのは、2人以上で構成し、市内で活動する法人及び団体、又は、地域協議会です。このほか、総合事務所とまちづくりセンターも提案することができます。対象となる取組は、「地域資源を活用した新たな収入源や雇用の創出等につながる取組」や、「地域での暮らしやすさにつながる助け合い等の取組」です。

地域独自の予算事業の運用を通じて、地域住民の皆さんが、住み続けていく上で誇りや愛着を持ち、生活の満足感や質を高めていけるようにすること、また、地域と市が一緒になって、地域資源の活用や地域住民の皆さんの連携が深まるようにすることが期待されています。

○地域独自の予算事業における地域協議会の関わり

■ 取組の提案

地域協議会は、自主的な審議の結果として、地域の団体との連携・調整により、取組の実施を促すこととした際、その取組の実施のために必要な財源の一部として、地域独自の予算事業を活用することができます。

地域協議会が取組を提案しようとするときは、取組を実施する団体及び総合事務所又はまちづくりセンターと調整する必要があります。

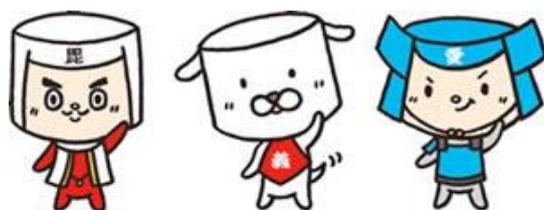
まずは総合事務所又はまちづくりセンターに相談してください。

■ 区域内の提案事業の情報共有

地域協議会の自主的な審議の参考とするため、区域内における地域独自の予算事業として提案のあった取組について、提案時点の状況及び市議会に上程した予算案の状況を地域協議会へ情報提供します。

＜各地域自治区の事務所一覧＞

お住まいの区域	事務所名称	所在・電話番号
高田区 金谷区 三郷区 和田区	南部まちづくりセンター (雁木通りプラザ内)	本町 3-2-26 ☎ 025-522-8831
新道区 春日区 諏訪区 津有区 高士区	中部まちづくりセンター (市役所木田第二庁舎内)	木田 1-1-3 ☎ 025-526-1690
直江津区 有田区 八千浦区 保倉区 北諏訪区 谷浜・桑取区	北部まちづくりセンター (レインボーセンター内)	中央 1-16-1 ☎ 025-531-1337
安塚区	安塚区総合事務所	安塚区安塚 722-3 ☎ 025-592-2003
浦川原区	浦川原区総合事務所	浦川原区釜淵 5 ☎ 025-599-2301
大島区	大島区総合事務所	大島区岡 3320-3 ☎ 025-594-3101
牧区	牧区総合事務所	牧区柳島 522 ☎ 025-533-5141
柿崎区	柿崎区総合事務所	柿崎区柿崎 6405 ☎ 025-536-2211
大潟区	大潟区総合事務所	大潟区土底浜 1081-1 ☎ 025-534-2111
頸城区	頸城区総合事務所	頸城区百間町 636 ☎ 025-530-2311
吉川区	吉川区総合事務所	吉川区下町 1126 ☎ 025-548-2311
中郷区	中郷区総合事務所	中郷区藤沢 986-1 ☎ 0255-74-2411
板倉区	板倉区総合事務所	板倉区針 722-1 ☎ 0255-78-2141
清里区	清里区総合事務所	清里区荒牧 18 ☎ 025-528-3111
三和区	三和区総合事務所	三和区井ノ口 444 ☎ 025-532-2323
名立区	名立区総合事務所	名立区名立大町 365-1 ☎ 025-537-2121



令和6年4月発行

上越市 総合政策部 地域政策課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 520-5672

FAX (025) 526-8363

E-mail chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp>

みんなで創ろう！ わたしたちのまち

上越市自治基本条例

平成20年4月1日施行



目次

1	自治基本条例ってなに？	2p
2	条例のポイント	4p
3	解説	8p

1 自治基本条例ってなに？

もっと、上越市らしいまちづくりを実現したい。
まちの課題を、より良い形で解決したい。
上越市自治基本条例は、そのために、自治の基本的な理念や
ルールを明らかにした条例です。

自治ってどんなこと？

自治とは、自分たちのまちのみんなの課題（公共的課題）を自分たちで解決していくことです。改めて「自治」と言われると、何だか身構えてしまいますが、私たちは日々の暮らしの中で、様々な形で自治にかかわっていると言うことができます。

◆自治の姿あれこれ

例えば、子育てでは…

身近な課題を
自分たちで
解決すること

隣近所で協力して、子どもたちを見守り育てる



市政運営の中で
公共的課題を
解決すること

市が保育園を設けて、子どもたちを預けられるようにする



市政運営に
参画すること

もっと、きめ細かい子育て支援策を考える会議に参加して、意見を言う



みんなの代表を
選び方針などを
決定すること

市議会議員や市長を選挙で選ぶ



例えば、ごみ処理では…

町内の皆さんで、ごみ拾いをしたり、ごみの分別やごみ集積所の管理をする



市が、ごみ集積所に出されたごみを回収して適正に処理する



市民一人ひとりによるごみの減量化のための取組を考える会議に参加して、議論する



市政運営の在り方や税金の使い道、条例などを決定する



自分たちだけで解決できないことは市政運営で

もっと市民の声が反映されたより良い市政運営にするために…

どうして自治の推進が必要なの？

まちのみんなの課題は、地域社会や経済環境の変化に伴い変わっていくものであり、私たちの自治の在り方もそれに合わせていく必要があります。

私たちが暮らすまちで、今どんなことが公共的課題となっているか、また、それをより良く解決するためにはどうしたらいいのか。その答えはこのまちで暮らす私たちが一番分かっているはずです。

上越市では、このような考え方から、市民・市議会・市長という自治の担い手が、それぞれの役割を担いながら、自治を一層推進していくことが必要と考えます。

◆自治を推進すると…



2 条例のポイント

この条例では、自治の担い手である市民・市議会・市長の権利・権限や責務を定めるとともに、市政運営の基本的な仕組みや市民参画・協働などの在り方についても明らかにしています。

また、市民の皆さんから自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような仕組みや制度についても定めています。

目指すべき「まちの姿」や自治において「大切にすること」を明らかにしています

総 則 (第1章)

目的

この条例の内容や目的を定めています

→ 8 P

定義

この条例で用いている重要な言葉の意味を定めています

→ 8 P

自治の基本理念

まちづくりや市政運営において基本となる考え方をまとめています

→ 9 P

- ・市民主権
- ・人権の尊重
- ・非核平和への寄与
- ・地球環境の保全
- ・地域特性の尊重
- ・地方分権の推進及び自主自立の市政運営

自治の基本原則

自治を進めていく上で大切にすべき4つの行動原則を定めています

→ 9 P

- ・情報共有の原則
- ・市民参画の原則
- ・協働の原則
- ・多様性尊重の原則

自治の担い手の「役割」やそれぞれの「関係」を定めています

自治の主体の権利・権限と責務 (第2章～第4章)

市民の権利及び責務

自治の主役である市民の皆さんの権利とそれに対応した責務を定めています

→ 10 P

市議会の権限及び責務等

市民の代表である市議会や市議会議員の責務などを定めています

→ 11 P

市長等の権限及び責務等

市民の代表としての市長や、市政にかかわる事務を行う機関や職員の責務などを定めています

→ 12 P



市民の皆さんの「権利を守る制度」や、
より良いまちをつくっていくための
「仕組み」を定めています

**自治の仕組み等
(第5章～第9章)**

**条例の
位置付け等
(第10章～第11章)**

市政運営

市議会や市長等による市政運営の基本的な進め方を定めています →13P

市民の皆さんの権利を守ったり、自治・まちづくりに一層積極的にかかわっていただけるような仕組みや制度について定めています →14P

安全・安心な市民生活を確保するための「危機管理」に対する基本姿勢を定めています →17P

都市内分権

身近な地域の課題の解決に向けて、地域の皆さんの意見をもっと反映していくための仕組みを定めています →18P

**市民参画、
協働等**

市民参画や協働による自治を一層進めていく上で、市議会や市長等が取り組まなければならないことなどを定めています →20P

市民投票

市政運営に関する重要なことについて、市民の皆さんの意思確認を行うための「市民投票制度」について定めています →22P

**国、県及び他の
自治体等との関係**

国、県、他の自治体、海外の自治体等との関係を定めています →23P

最高規範性

この条例が上越市の自治に関して最も基本となる条例であることを定めています →23P

見直し等

この条例の見直しや改正の進め方を定めています →23P

自治を進める4つの行動原則

この条例では、自治を推進していく上で、自治の担い手である「市民・市議会・市長」が共有すべき4つの行動原則を定め、それぞれの役割を明確にしています。

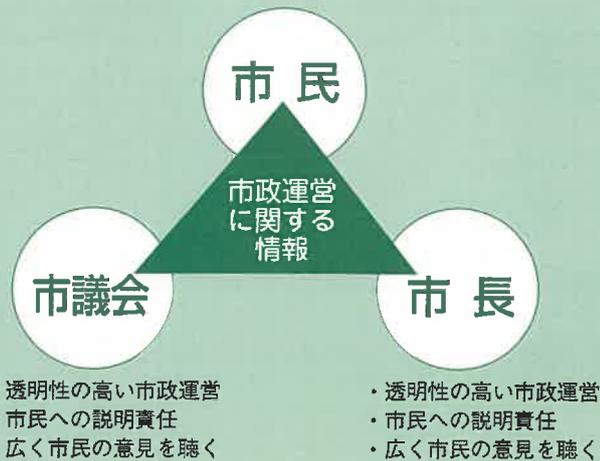
1 情報共有の原則

みんなで情報を共有することが大切！



例えば、市政情報コーナーで○○計画を閲覧

- ・市政運営に関する情報を知る権利
- ・市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるよう努める



2 市民参画の原則

市民の声がもつといかされる市政運営へ！



例えば、子育て支援策を考える会議に参加して意見を言う

◎市民参画の定義

市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわること

- ・市民参画をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ





3 協働の原則

公共的な課題は
それぞれの持ち味を
いかして解決！

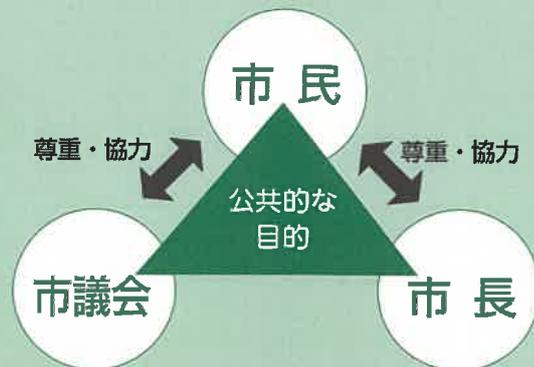


例えば、公共的課題（歩道の雪処理）は、
市民と行政（流雪溝）の力で解決

◎協働の定義

市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、
それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考
えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くこと

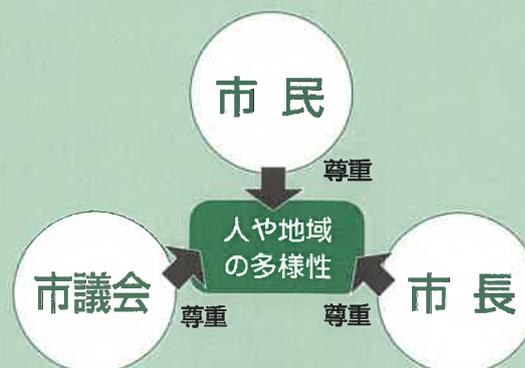
- ・協働をする権利
- ・自らの発言、決定及び行動に責任を持つ



- ・協働の考え方や相互の役割分担を話しあい、
あらかじめ明らかにする
- ・相互理解と信頼関係の構築に努める

4 多様性尊重の原則

人も地域も
個性を大切に！



3 解説

前 文

- 条例を制定した背景と趣旨を明らかにしています。

上越地域は、日本海と頸城の山々や大地がもたらす四季折々の恵みを受け、細やかな人の心と文化をはぐくみながら、多様な歴史を刻み、栄えてきました。

こうした中、少子化・高齢化の急速な進展や地方分権時代の到来などは、私たちに最も身近な自治体と、そこでの自治の在り方を今一度考えさせる契機となりました。

私たちは、地方分権時代の幕開けを地域が新たに飛躍する機会ととらえて、「豊かさ、安らぎ、快適な生活を市民が支えあう自主自立のまちづくり」という基本理念の下、平成17年1月1日、新しい上越市を出発させました。

新しい上越市のまちづくりにおいて、私たちは、この地域の人々が築き上げてきた歴史や文化、海・山・大地の恵まれた自然などの多様な地域資源を大切に、「共生」の考え方により人と人、地域と地域が互いに支えあいながら、自らの手でまちをつくり上げ、次の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、私たち一人ひとりが、人と郷土を愛する心をより一層はぐくんでいくとともに、まちづくりの主体として、身近なところから市政運営に参画し、協働によるまちづくりを進めていくことが何よりも必要となります。

私たちは、今ここに、自治の主体としての権利と責務を改めて認識し、自主自立のまちづくりに取り組むことを決意して、自治の最高規範となるこの条例を制定します。

用語の解説

【自主自立のまち】

市町村合併の際に策定した新市建設計画におけるまちづくりの基本理念の中で掲げている下記の内容です。

これまで、どちらかと言えば国や県に頼りがちであった市町村も、地方分権の流れの中で「自己決定、自己責任、自己負担」の原則の下、自主自立の運営が必要となっています。私たちが目指すのは、受け身であったり一方的に頼ったりするのではなく、市民が自主的に支え合い、まちや地域として自立していける姿です。そこでは人（個人）が自立し、地域経済が自立し、行政も自立して、それぞれの役割をしっかりと担い、協働していくことが何よりも大切になります。

『新市建設計画』 Ⅲ 新市建設の基本方針
3 まちづくりの基本理念 より

第1章：総則

◆目的（第1条）

- 条例の内容や目的を明らかにしています。

◆定義（第2条）

- 条例で用いている重要な用語を定義しています。（市、市民、市長等、市民参画、協働）

◆自治の基本理念（第3条）

- まちづくりや市政運営を行う上での基本的な考え方を明らかにしています。

◆自治の基本原則（第4条）

- 自治を推進していく上で、市民・市議会・市長等が共有することが必要な4つの行動原則を明らかにしています。

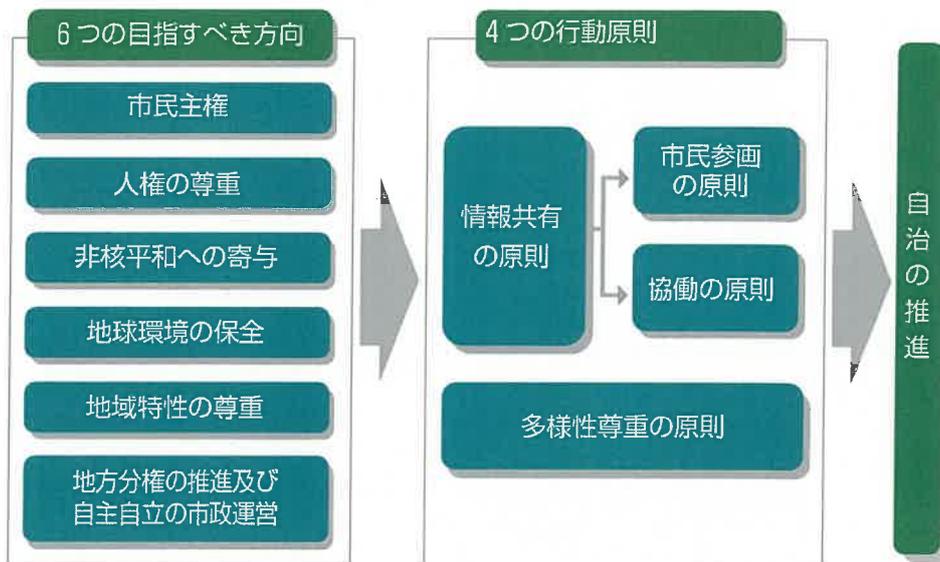
（目的）

第1条 この条例は、市における自治の基本的な理念及び仕組みを定めることにより、市民による自治の一層の推進を図り、もって自主自立のまちを実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市 基礎自治体としての上越市をいう。
- (2) 市民 次に掲げるもの及びこれに準ずると認められるものをいう。
 - ア 市の区域内に居住する個人
 - イ 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - ウ 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する個人
 - エ 市の区域内に存する学校に在学する個人
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 市民参画 市民が自発的かつ主体的に市の政策の立案、実施、評価及び見直しの各段階における意思形成にかかわることをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市長等が相互の果たすべき責務を認識し、それぞれの立場及び特性を対等なものとして尊重する考えの下、公共的な目的を果たすため、協力して共に働くことをいう。



(自治の基本理念)

第3条 市における自治の基本理念は、次のとおりとする。

- (1) 市民主権 市民が自治の主体として自ら自治体を統治することは、地方自治の根幹であり、主権者である市民の信託により置かれた市議会及び市長等は、公正で開かれた市民主体の市政運営を行うこと。
- (2) 人権の尊重 出身、障害の有無、性別、年齢、国籍等にかかわらず、市民一人ひとりの人権が尊重されること。
- (3) 非核平和への寄与 世界の人々との友好のきずなを強めながら、人類共通の願いである非核平和の実現に向けたまちづくりを行うこと。
- (4) 地球環境の保全 健全で恵み豊かな環境を将来の世代に継承するため、地球全体の環境に配慮したまちづくりを行うこと。
- (5) 地域特性の尊重 地域の歴史及び文化的な特性を尊重したまちづくりを行うこと。
- (6) 地方分権の推進及び自主自立の市政運営 基礎自治体としての権限の拡充に取り組むとともに、自主的かつ自立的に市政運営を行うこと。

(自治の基本原則)

第4条 市民、市議会及び市長等は、前条に定める自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)に基づき、次に掲げる事項を原則として自治を推進するものとする。

- (1) 情報共有の原則 市民と市議会及び市長等が相互に市政運営に関する情報を共有すること。
- (2) 市民参画の原則 市民参画を基本として市政運営を行うこと。
- (3) 協働の原則 協働を基本として公共的課題の解決に当たること。
- (4) 多様性尊重の原則 市民の出身、障害の有無、性別、年齢、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重すること。

用語の解説

【基礎自治体】

基礎的な地方自治体を意味し、住民にとって最も身近な行政主体をいいます。

【信託】

信頼して政治などを任せること。

第2章：市民の権利及び責務

◆市民の権利及び責務（第5条、第6条）

- 自治の担い手としての市民の権利と責務を明らかにしています。

自治を推進する上で大切な3つの権利

市政運営に関する情報を知る権利



例えば、市政情報コーナーで〇〇計画を閲覧

市民参画をする権利



例えば、地域活性化を考える会議に参加して議論

協働をする権利



例えば、市民団体と市が協働でイベントを開催

ポイント

地方自治法で定めている 市民の権利

地方自治法では、市民の皆さんが一定のルールの下で、直接市政運営に参加できるよう次のような権利を定めています。

- 市民の代表（市議会議員・市長）を選ぶ権利
- 市政に対する直接請求権（条例の制定、改正又は廃止、市議会の解散、市議会議員や市長の解職、事務の監査）など

（市民の権利）

- 第5条 市民は、自治の主体として、地方自治法（昭和22年法律第67号）に定めるところにより、市民の代表を選ぶ権利、条例の制定、改正又は廃止等の直接請求を行う権利その他の権利を有し、これを行することができる。
- 2 市民は、前項に規定するもののほか、自治の主体として、次に掲げる権利を有し、これを行することができる。
- (1) 市政運営に関する情報を知る権利
 - (2) 市民参画をする権利
 - (3) 協働をする権利
- 3 市民は、市が提供するサービスを享受することができる。

（市民の責務）

- 第6条 市民は、自治の主体として、市政運営に関心を持ち、市政運営に対する意識を高めるように努めなければならない。
- 2 市民は、市民参画、協働その他の権利の行使に当たっては、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
- 3 市民は、市が提供するサービスの享受に当たっては、応分の負担を負わなければならない。

用語の解説

【地方自治法】

地方自治の基本となる法律。地方公共団体の区分・組織・運営などを定め、国と地方公共団体との間の基本的関係を確立することにより、民主的・能率的な地方行政を確保し、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。昭和22年制定。

第3章：市議会の権限及び責務等

◆市議会の権限及び責務（第7条、第8条）

- 市の意思を決定する議事機関である市議会の権限と責務を明らかにしています。

◆市議会議員の責務（第9条）

- 市民の代表である市議会議員一人ひとりが果たすべき責務を明らかにしています。

市議会の機能

市の意思を決定する機能

市政運営を監視する機能

政策を立案する機能

条例の制定や改廃をする機能



（市議会の権限）

第7条 市議会は、市民の信託を受けた議事機関として、市民の意思を市政運営に適正に反映させるため、地方自治法に定めるところにより、市政運営を監視するとともに、条例の制定、改正及び廃止、予算の決定、決算の認定その他市政運営の基本的な事項を議決し、市の意思を決定する。

（市議会の責務）

第8条 市議会は、市民の代表として、全市民的な視点及び市を健全な状態で次世代に引き継ぐための視点に立って、次に掲げる機能を果たさなければならない。

- (1) 市の意思決定機能
- (2) 市政運営の監視機能
- (3) 政策立案機能
- (4) 立法機能

2 市議会は、次に掲げる事項を基本として運営されなければならない。

- (1) 市議会の審議その他の活動の透明性を確保すること。
- (2) 市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保すること。
- (3) 広く市民の意見を聴き、その意見を市議会の運営及び前項各号に掲げる機能の発揮に適切に反映させること。

3 市議会は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び第4条に定める自治の基本原則（以下「自治の基本原則」という。）のっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

（市議会議員の責務）

第9条 市議会議員は、市民の代表として、自己の研さんに努めるとともに、普遍的な利益のために活動しなければならない。

- 2 市議会議員は、高い倫理観の下、誠実にその職務を行い、自らの発言、決定及び行動に責任を持たなければならない。
- 3 市議会議員は、次に掲げる事項について、市民への説明責任を果たし、市民との信頼関係を確保しなければならない。

- (1) 自らの議会活動
- (2) 市政運営に関する自らの考え

用語の解説

【議事機関】

憲法では、地方公共団体の議会を議事機関と位置付けており、一般的には審議議決機関を意味します。

【立法機能】

条例の制定又は改廃をすることを意味します。憲法では、国会が唯一の立法機関と定められていますが、条例も広い意味では法令に含まれるため、このような用語を使用しています。

第4章：市長等の権限及び責務等

◆市長の権限及び責務（第10条、第11条）

- 市を代表し、市政運営を行う執行機関である市長の権限と責務を明らかにしています。

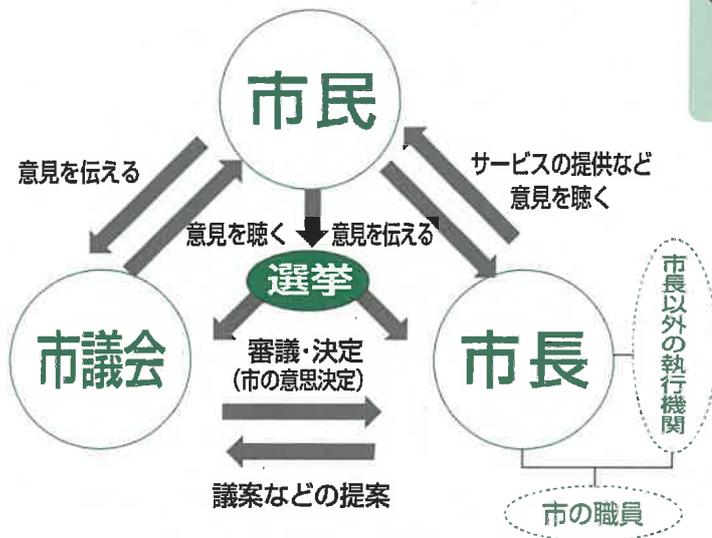
◆市長以外の執行機関の権限及び責務

（第12条、第13条）

- 法令に基づき、市長とは独立して事務を管理・執行することができる市長以外の執行機関の権限と責務を明らかにしています。

! この条例での「市長以外の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会の6機関を指します。

市民・市議会・市長の主な関係



◆市の職員の責務（第14条）

- 全体の奉仕者として市政運営に携わる市の職員の責務を明らかにしています。

（市長の権限）

第10条 市長は、市民の信託を受けた執行機関として、地方自治法に定めるところにより、市を統轄し、市を代表する。

2 市長は、地方自治法に定めるところにより、市議会への議案の提出、予算の調製、市税の賦課徴収等の市の事務を管理し、これを執行する。

（市長の責務）

第11条 市長は、市民の代表として、広く市民の意見を聴くとともに、自らの発言、決定及び行動に責任を持って市政運営に当たり、前条に規定する権限を公正かつ誠実に執行しなければならない。

2 市長は、その権限の行使に当たっては、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり、常に市民の権利を保障することを基本としなければならない。

3 市長は、毎年度、市政運営の方針を定め、これを市民及び市議会に説明するとともに、その達成状況を報告しなければならない。

（市長以外の執行機関の権限）

第12条 市長以外の執行機関は、地方自治法その他の法令に定める権限に属する事務を管理し、これを執行する。

（市長以外の執行機関の責務）

第13条 市長以外の執行機関は、広く市民の意見を聴くとともに、前条に規定する権限に属する事務を公正かつ誠実に管理し、執行しなければならない。

2 市長以外の執行機関は、その権限に基づく事務に係る基本的な事項について、市民及び市議会への説明責任を果たさなければならない。

（市の職員の責務）

第14条 市の職員は、全体の奉仕者として、法令を遵守し、公正かつ誠実に全力を挙げて職務を遂行しなければならない。

2 市の職員は、職務の遂行に必要な能力の開発及び自己啓発に努めなければならない。

用語の解説

【予算の調製】

予算案を作成し、市議会に提案できるようにすること。

第5章：市政運営

●市政運営の基本的な進め方

◆市政運営の基本原則（第15条）

- 市議会と市長等が市政運営を行う上での行動原則を明らかにしています。

◆総合計画（第16条）

- 市長は、総合計画を策定し計画的な市政運営を行うことを明らかにしています。

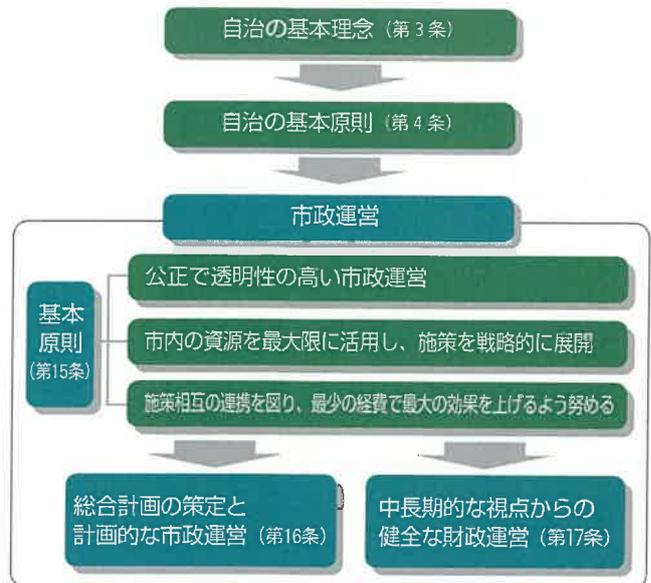
！総合計画とは、市の将来像やそれを実現するための政策を定めたまちづくりの最上位計画です。現在は、平成19～26年度を計画期間とする第5次総合計画（改定版）に基づいてまちづくりを進めています。

◆財政運営（第17条）

- 健全で透明性が高い財政運営を行うための基本的な事項と、財政状況に関する情報の公表について明らかにしています。

！財政状況の公表に関する具体的な事項は、「上越市財政状況の公表に関する条例」で定めています。

この条例に基づく市政運営のイメージ



（市政運営の基本原則）

第15条 市議会及び市長等は、自治の基本理念及び自治の基本原則にのっとり公正で透明性の高い市政運営を推進し、公共の福祉の増進に努めなければならない。

2 市議会及び市長等は、持続的に発展することが可能な地域社会の実現に向け、市内の資源を最大限に活用し、施策を戦略的に展開するとともに、その実施に当たっては、施策相互の連携を図り、最少の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならない。

（総合計画）

第16条 市長は、自治の基本理念、自治の基本原則及び前条に定める市政運営の基本原則にのっとり市政運営の総合的な指針として総合計画を策定し、計画的な市政運営を行わなければならない。

（財政運営）

第17条 市議会及び市長は、中長期的な視点から、健全な財政運営を行わなければならない。

2 市長は、財政状況に関する情報を市民に分かりやすく、かつ、市民が理解することができるようにして公表しなければならない。

用語の解説

【公共の福祉】

社会一般の利益を表すもので、特定の個人ではなく、市民全体の利益を意味します。

● 市政運営における情報の取扱い

◆ 情報共有及び説明責任 (第18条)

- 市政運営に関する情報共有と説明責任の基本的な姿勢を明らかにしています。

◆ 情報公開 (第19条)

- 公正で開かれた市政運営を実現するため、市議会と市長等が保有する情報の公開原則について定めています。

! 具体的な事項は、「上越市情報公開条例」で定めています。

◆ 個人情報保護 (第20条)

- 市民の基本的な人権である個人の尊厳の確保に密接に関係する個人情報保護に対する市の基本的姿勢を明らかにしています。

! 具体的な事項は、「上越市議会個人情報の保護に関する条例」と「上越市個人情報の保護に関する法律施行条例」で定めています。

市政運営の 情報提供方法はさまざま



広報上越



ホームページ



市政情報コーナー



各種説明会

ポイント

市民の皆さんの 「知る権利」を守る情報公開制度

市では、市民の皆さんが市政運営に関する情報について、必要な時に公開の請求ができるように、市役所木田庁舎、各区総合事務所、南・北出張所に「市政情報コーナー」を設置し、公文書の日録や、市が発行した各種冊子、パンフレット、参考図書などを備え付けています。



(情報共有及び説明責任)

第18条 市議会及び市長等は、市政運営に関する情報を市民に積極的に提供するとともに、市民の意見の把握に努め、市民との情報の共有を図らなければならない。

2 市長等は、政策の立案、実施、評価及び見直しに至るまでの過程及び内容を市民に分かりやすく説明しなければならない。

(情報公開)

第19条 市議会及び市長等は、市政運営に関する市民の知る権利を保障することにより、市民参画をより一層推進するとともに、公正な市政運営を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報を、市民の求めに応じ、原則として公開しなければならない。

2 前項の市議会及び市長等の保有する情報の公開の手続等については、別に条例で定める。

(個人情報保護)

第20条 市議会及び市長等は、市民の基本的な人権である個人の尊厳を確保するため、市議会及び市長等の保有する情報に含まれる個人情報を適切に保護するとともに、市民の自己に係る個人情報の開示請求等の権利を保障しなければならない。

2 前項の個人情報の適切な保護及び市民の自己に係る個人情報の開示請求等の手続等については、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に定めるもののほか、別に条例で定める。

●政策形成過程への市民のかかわり

◆審議会等（第21条）

- 審議会や検討委員会等の委員等の選任についての考え方や、それらの会議の公開について明らかにしています。

！ この条例でいう審議会等とは、市の事務や事業について市民の皆さんの意見や専門的知見等を反映し、公正の確保を図るために設置する審議会、委員会、市民会議等のことです。会議の公開に関する具体的な事項は、「上越市審議会等の会議の公開に関する条例」で定めています。

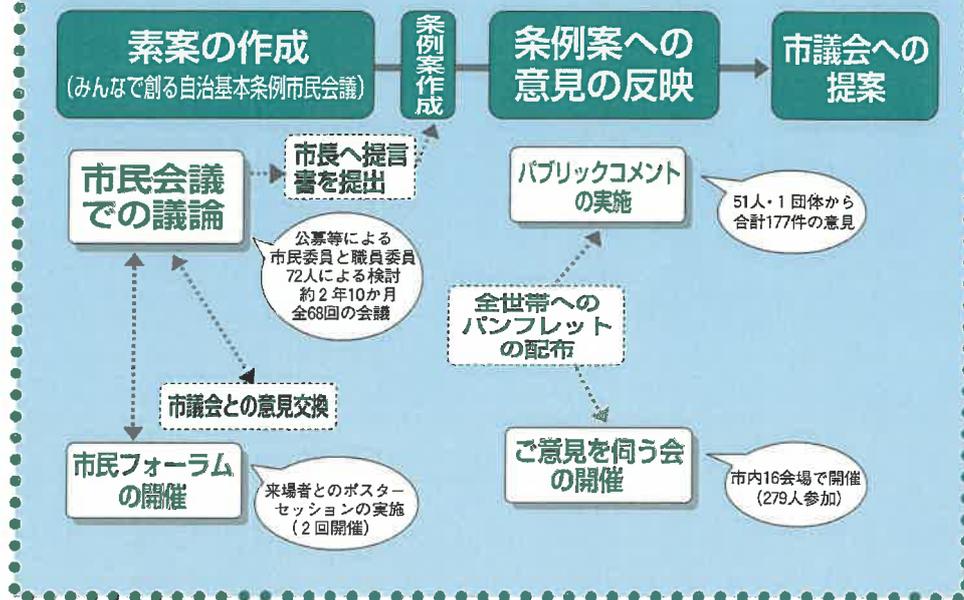
◆パブリックコメント（第22条）

- 市政運営に関する情報共有や市民参画の促進を図る制度の一つであるパブリックコメントについて明らかにしています。

！ パブリックコメントとは、市が、重要な施策（計画や条例）などを決める際に、事前にその案を公表し、市民の皆さんから広く意見を求める制度です。パブリックコメントの実施に関する具体的な事項は、「上越市パブリックコメント条例」で定めています。

ポイント

政策形成過程への市民参画の事例 ～上越市自治基本条例ができるまで～



（審議会等）

- 第21条 市議会及び市長等は、審議会等の構成員（以下「委員等」という。）の選任に当たっては、公平性に配慮し、選任の手續について透明性を確保するよう努めなければならない。
- 市議会及び市長等は、男女共同参画の本旨にのっとり、委員等の選任に当たっては、男女の構成比に配慮しなければならない。
 - 市議会及び市長等は、市民から公募し、選任した人を委員等に含めるものとする。
 - 市議会及び市長等は、市民との情報共有を図るため、別に条例で定めるところにより、審議会等の会議の公開等を行うものとする。

（パブリックコメント）

- 第22条 市長等は、市の基本的な計画、重要な条例等を市議会に提案し、又は決定しようとするときは、当該計画、条例等の案を公表し、広く市民の意見を聴く手續をとらなければならない。
- 市長等は、前項の手續により提出された市民の意見を尊重し、意思決定を行うとともに、提出された意見に対する市長等の考え方を公表しなければならない。
 - 第1項の手續及び前項の規定による公表については、別に条例で定める。

●市民が納得できる行政サービスの提供

◆苦情処理等（第23条）

- 市民からの苦情等に対する応答責任と、オンブズパーソンの設置について明らかにしています。

！ オンブズパーソンとは、市民の皆さんの権利や利益を擁護し、市政を監視する制度です。具体的な事項は、「上越市オンブズパーソン条例」で定めています。

◆行政手続（第24条）

- 市長等が行う行政手続の公正を確保し、市民の権利・利益を保護するための基本的な事項について明らかにしています。

！ 行政手続とは、市長等が行う営業許可などの許認可処分などの公権力の行使に当たる行為、行政指導や届出に必要となる手続を意味します。これらについての標準的な処理期間や審査基準など具体的な事項は、「上越市行政手続条例」で定めています。

◆評価（第25条）

- 市の事業等の評価を行い、効果的で効率的な市政運営に努め、その結果を市民に公表することを明らかにしています。

！ 「行政評価」とは、効果的で効率的な市政運営を図るため、行政活動を一定の基準・視点に従って評価し、その結果を改善に結び付ける手法です。現在、本市では、事務事業の成果や最上位計画である総合計画への貢献度合いなどを評価し、その結果を市のホームページ等で公表しています。

（苦情処理等）

第23条 市議会及び市長等は、市政運営に関する苦情等があったときは、速やかにその内容及び原因を調査分析し、改善を要すると判断したものについては、再発防止等のための適切な措置を講じなければならない。

2 市長等は、市民主権の理念に基づき、公正な立場で、市政運営に関する苦情を適切かつ迅速に処理し、及び市政運営を監視することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政運営の一層の進展及び市政運営に対する信頼の確保に資するため、別に条例で定めるところにより、オンブズパーソンを設置する。

（行政手続）

第24条 市長等は、市民の権利利益の保護に資するため、市長等が行う許認可の申請等の手続について、その基本的な事項を定め、公正の確保及び透明性の向上を図らなければならない。

2 行政手続法（平成5年法律第88号）等に定めるもののほか、前項の基本的な事項については、別に条例で定める。

◆外部監査（第26条）

- 適切な行政サービスが提供されているか、公金が適正に使われているかを外部の専門家の視点で確認する外部監査制度について明らかにしています。

！ 具体的な事項は、「上越市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例」で定めています。

◆出資法人（第27条）

- 出資法人との関係における市の基本的な姿勢、方針等について明らかにしています。

！ この条例でいう出資法人とは、市が出資金等を4分の1以上出資している法人のことで、市が経営状況について報告を徴しています。本市では経営状況に基づき説明資料を作成し議会に提出するとともに、ホームページ等を通じて市民に周知しています。

ポイント

オンブズパーソン制度

市の仕事と、その仕事にかかわる職員の行為に関して、不当や不適切など感じたこと（苦情）について、オンブズパーソン（市議会の同意を得た民間の方）が、公正な立場に立って関係する市の機関等を調査します。ただし、対象となる苦情の内容は、本人に直接利害関係があり、原則としてその事実のあった日から1年以内のものです。

（評価）

第25条 市長等は、効果的かつ効率的な市政運営を図るため、行政評価を行い、その結果を施策の改善及び見直しに速やかに反映させるよう努めるとともに、当該評価の結果並びに改善及び見直しの内容を分かりやすく市民に公表しなければならない。

2 市長等は、前項の行政評価について、市民が参加することができる評価の手法及び第三者による評価の手法をとり入れるよう努めなければならない。

（外部監査）

第26条 市民、市議会及び市長は、適正で、効果的かつ効率的な市政運営を確保するため、地方自治法に定めるところにより、外部機関による監査の実施を求めることができる。

2 前項の外部機関による監査の実施に関する手続については、別に条例で定める。

（出資法人）

第27条 市長は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資法人」という。）に対して、適切な情報公開及び個人情報保護が行われるとともに、市の出資した目的が効果的かつ効率的に達成でき

●法令とのかかわり

◆政策法務（第28条）

- 自主自立の市政運営の確立に向け、政策法務に積極的に取り組むことを明らかにしています。

！ 政策法務とは、市議会と市長等が自らの権限を十分に活用しながら、条例や規則などの制定、法令の解釈や運用に努めることを意味します。

◆法令遵守（第29条）

- 市民に信頼される市政運営を行う上で不可欠な市議会や市長等の法令遵守義務について明らかにしています。

◆公益通報（第30条）

- 汚職や不祥事等の法令違反行為を知った市の職員などが公益のために通報できるように、通報者を不利益な取扱いから保護するための体制整備について明らかにしています。

●安全・安心な市民生活の確保

◆危機管理（第31条）

- 安全で安心な市民生活を確保するための市長等の責務と、災害等の発生時の市長等と市民の役割を明らかにしています。

！ 危機管理についての具体的な対応・対処については、「上越市地域防災計画」や「上越市国民保護計画」などに基づいて行っています。

危機管理は…

日ごろからの備えが大切



もしものときは協力が大切



るよう経営状況について報告を徴するほか、助言その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により報告のあった経営状況に基づき説明書類を作成し、議会に提出するとともに、市民に周知するものとする。

（政策法務）

第28条 市議会及び市長等は、自主的かつ自立的な市政運営を行うため、条例、規則等を制定する権限を十分に活用するとともに、法令の自主的な解釈及び運用に努めなければならない。

（法令遵守）

第29条 市議会及び市長等は、法令の遵守及び倫理の保持のための体制整備を図り、常に適法かつ公正な市政運営に努めなければならない。

（公益通報）

第30条 市長等は、適法な市政運営を確保するため、市政運営に係る違法な行為について、市の職員等から行われる通報を受ける体制を整備するとともに、通報者が当該通報を行うことにより不利益を受けないよう適切な措置を講じなければならない。

（危機管理）

第31条 市長等は、安全で安心な市民生活を確保するため、常に不測の事態に備え、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある事態（以下「災害等」という。）に的確に対応するための体制を整備しなければならない。

2 市長等は、災害等の発生時には、市民及び関係機関等と連携し、速やかに状況を把握するとともに、対策を講じなければならない。

3 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図るとともに、自らが果たすべき役割を認識し、相互に協力して災害等に対処しなければならない。

用語の解説

【法令】

国会が制定する「法律」と、国の行政機関が制定する「命令」、地方公共団体が制定する「条例・規則等」とを合わせたものを意味します。

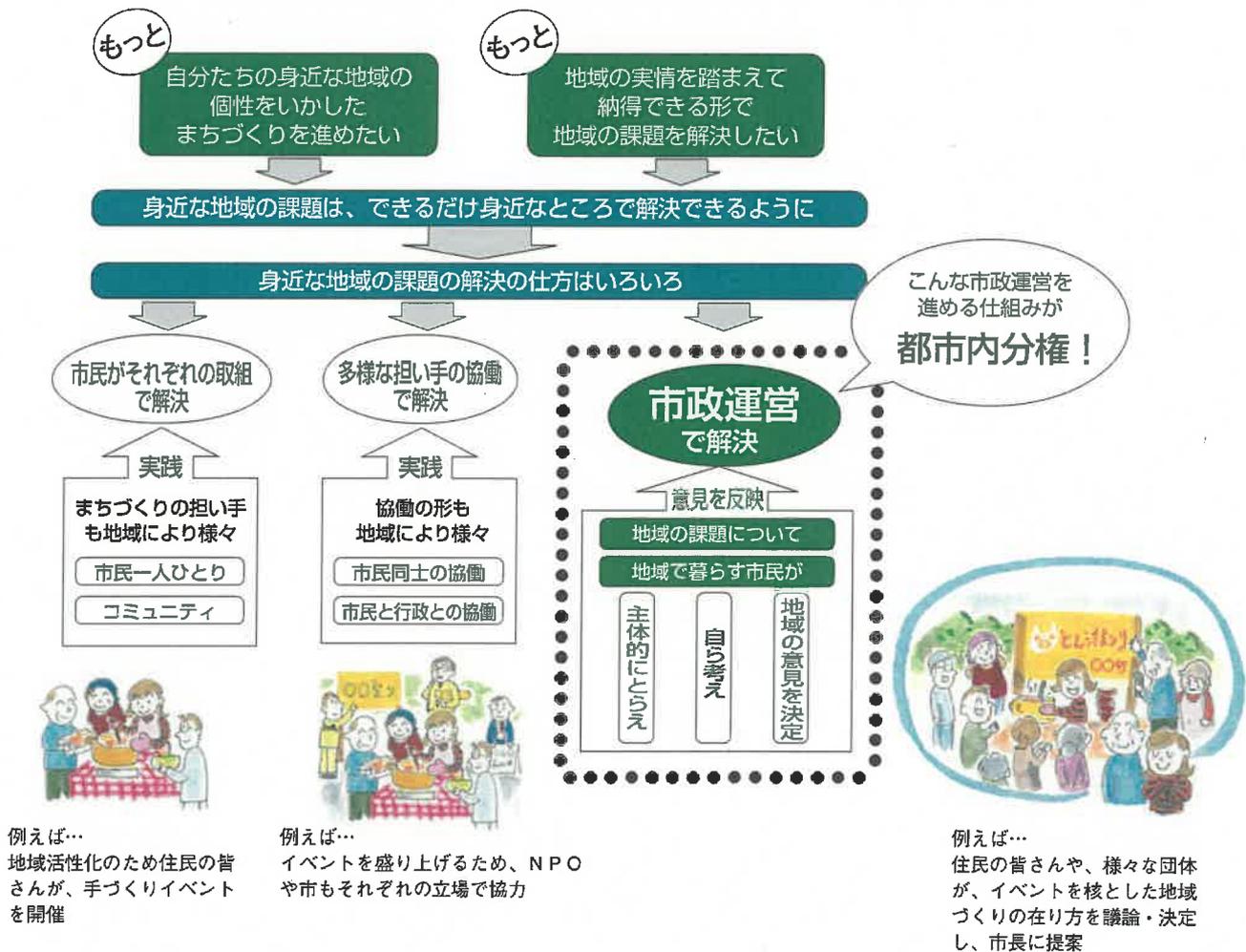
第6章：都市内分権

◆都市内分権（第32条）

- 市民にとって身近な地域の課題を、市民自らが考え、より身近なところで課題解決に向けた地域の意見を決定し、市政運営に反映していく仕組みである「都市内分権」を推進することを明らかにしています。

！都市内分権は、「住民に身近な地域の課題は、できるだけ住民に近いところで解決されるべき」という地方分権の考え方を都市の内部に当てはめたものです。
 ここでの「都市」とは、いわゆる「市街地」を意味するものではなく、上越市全体を意味しています。

身近な地域での自治を進める仕組み…「都市内分権」



（都市内分権）

第32条 市長等は、市民が身近な地域の課題を主体的にとらえ、自ら考え、その解決に向けた地域の意見を決定し、これを市政運営に反映するための仕組みを整え、都市内分権を推進するものとする。

◆地域自治区 (第33条)

- 都市内分権を推進するための仕組みである地域自治区制度について明らかにしています。ここでは、地域協議会の設置や、その委員の選び方などについて定めています。

ポイント

地域自治区とは…

市民の皆さんが共通の課題を身近に感じ、解決するために一緒に取り組むことができる身近な地域を単位にした区域です。平成17年1月の市町村合併の際に、旧町村単位に13の地域自治区を設置し、その後平成21年10月に合併前の上越市の区域に15の地域自治区を設置しました。

地域協議会とは…

地域自治区の住民の代表者が地域の課題や市長からの諮問等について話し合う場です。ここでまとめられた意見は市長に答申され、可能な限り市政運営に反映されることになります。

地域協議会の委員は…

地域協議会の委員は、区域に住所のある人の中から市長が選任します。その方法は、はじめに公募を行い、その結果、応募者数が定員を超えた場合は、区の住民の皆さんによる選任投票を行い、市長は、その結果を尊重して委員を選任する「公募公選制」を採っています。

地域自治区の事務所とは…

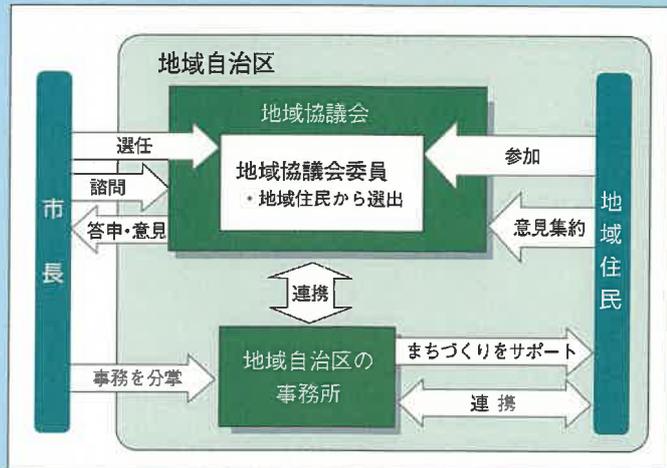
地域自治区には、区域内の市政運営に関する事務を行う事務所を設置しています。それぞれの事務所が行う具体的な事務の内容は、市長や教育委員会が規則で定めています。

市内に設置されている地域自治区

(平成26年1月現在)



地域自治区制度の基本的な仕組み



(地域自治区)

第33条 市は、前条の仕組みとして、市民にとって身近な地域を区域とする地域自治区を設置する。

2 市は、地域自治区に地域協議会及び事務所を置く。

3 市長は、地域協議会の構成員の選任を、公明で、かつ、地域自治区の区域に住所を有する市民の多様な意見が適切に反映されるものとするため、市民による投票を主体とした選任手続を採用するものとする。

4 前3項に定めるもののほか、地域自治区の設置に関し必要な事項及び地域協議会の構成員の選任の手続等については、別に条例で定める。

第7章：市民参画、協働等

◆市民参画（第34条）

- ・市政運営への市民参画を推進するための市議会及び市長等の責務を明らかにしています。

! この条例では、市民参画について以下の条文でも定めています。

- ・市民参画の定義 ⇒第2条
- ・自治の基本原則としての「市民参画の原則」 ⇒第4条
- ・市民の「市民参画をする権利」 ⇒第5条

◆協働（第35条）

- ・市民と市議会・市長等がお互いをパートナーとして認め合い、協働による公共的課題の解決を推進していくための責務などを明らかにします。

! この条例では、協働について以下の条文でも定めています。

- ・協働の定義 ⇒第2条
- ・自治の基本原則としての「協働の原則」 ⇒第4条
- ・市民の「協働をする権利」 ⇒第5条

市政参画の機会あれこれ



協働の流れの一例



市民団体Aが自分たちの得意なことをいかして、まちを活性化するイベントを企画



毎年のお花見を盛り上げ、まちを活性化するためのアイデアを探していた市との連携を企画



市民団体Aは、趣旨に賛同した市民団体Bとも協力し、楽しいイベントマップも作成



いつも以上にぎやかで魅力あふれるお花見になり、まちも活性化

（市民参画）

- 第34条 市議会及び市長等は、市民参画を推進するため、市民参画の機会を保障しなければならない。
- 2 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度を整備し、市民が市民参画に関する権利を容易に行使することができるようにしなければならない。
 - 3 市議会及び市長等は、市民参画に関する制度の周知を図り、市民参画に関する市民の意識を高めるよう努めなければならない。

（協働）

- 第35条 市民、市議会及び市長等は、公共的課題の解決に当たり、協働を推進するものとする。
- 2 市議会及び市長等は、市民との協働に当たっては、協働の考え方及び相互の役割分担をあらかじめ明らかにし、相互理解及び信頼関係の構築に努めなければならない。

◆コミュニティ (第36条)

- 市民が自治を進める上での基礎単位となるコミュニティを定義し、市民・市議会・市長等とのかかわりについて明らかにしています。

◆人材育成 (第37条)

- 自治やコミュニティ活動の発展を支える人材育成に関する市長の責務について明らかにしています。

◆多文化共生 (第38条)

- 地域社会において、国籍や民族などの違いを超えて、あらゆる人が互いに理解し、尊重し合いながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」に関する取組について明らかにしています。

コミュニティ

多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体



多文化共生



(コミュニティ)

第36条 市民は、コミュニティ（多様な人と人とのつながりを基礎として、共通の目的を持ち、地域にかかわりながら活動をする市民の団体をいう。以下同じ。）への参加を通じて、共助の精神をはぐくみ、地域の課題の解決に向けて行動するよう努めるものとする。

2 市議会及び市長等は、自発的なコミュニティの形成及び自立的なコミュニティ活動を尊重するよう努めなければならない。

(人材育成)

第37条 市長等は、市民と協働し、自治及びコミュニティ活動の発展を支える人材を育成するための機会を提供するとともに、体系的な育成に努めなければならない。

(多文化共生)

第38条 市民、市議会及び市長等は、世界の人々と相互理解を深め、多様な文化が共生し、かつ、人々が平和に共存することができるまちづくりに取り組まなければならない。

2 市議会及び市長等は、市民が多様な文化及び価値観を互いに理解し、尊重することにより、あらゆる人が地域社会の一員として受け入れられる環境の整備に努めなければならない。

第8章：市民投票

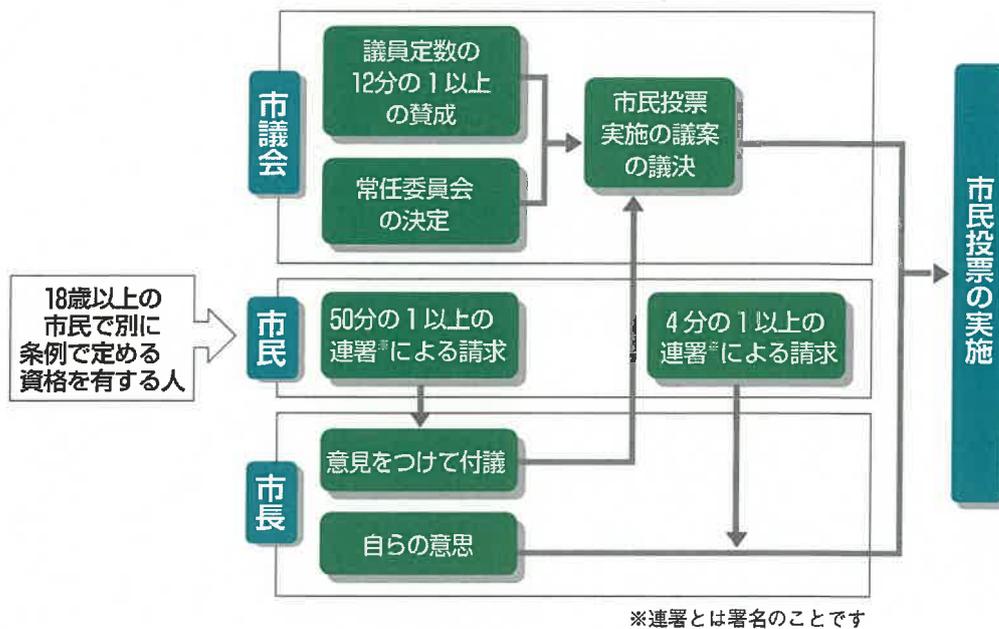
◆市民投票（第39条）

- ・市政運営に係る重要事項について、市民の意思確認を行うための市民投票制度について明らかにしています。

❗ 市民投票の実施について必要な事項のうち、この条例に定めのない市民投票の対象案件、請求・投票資格要件、投票方法など具体的な事項は、「上越市市民投票条例」で定めています。



市民投票の実施請求の流れ



（市民投票）

- 第39条 市長は、市政運営に係る重要事項について、広く市民の意見を確認し、その意見に沿った決定をなすため、市民投票を実施することができる。
- 2 年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するもの（以下「請求権者」という。）は、市政運営に係る重要事項について、請求権者の総数の50分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して市民投票の実施を請求することができる。
 - 3 市長は、前項の規定による請求があったときは、直ちに請求の要旨を公表するとともに、20日以内に意見を付けて、これを市議会に付議しなければならない。
 - 4 市議会議員は、市政運営に係る重要事項について、その定数の12分の1以上の者の賛成を得て、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。
 - 5 市議会に置かれた常任委員会は、その部門に属する市政運営に係る重要事項について、市民投票の実施の議案を市議会に提出することができる。

- 6 市長は、第2項の規定による請求及び前2項の規定により提出された議案について市議会の議決があったときは、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 7 市長は、第2項の規定による請求が請求権者の総数の4分の1以上の者の連署をもってなされたときは、第3項及び前項の規定にかかわらず、速やかに市民投票を実施しなければならない。
- 8 市民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上の市民で別に条例で定める資格を有するものとする。
- 9 前各項に定めるもののほか、市民投票に関し必要な事項については、別に条例で定める。
- 10 市民、市議会及び市長等は、市民投票が実施されたときは、その結果を尊重しなければならない。

第9章：国、県及び他の自治体等との関係

◆国、県等との関係（第40条）

- 適切な役割分担の下、対等な関係を確立することを明らかにしています。

◆他の自治体等との連携（第41条）

- 広域的な課題の解決に向け、連携や協力を努めることを明らかにしています。

◆海外の自治体等との連携及び国際交流の推進（第42条）

- 非核平和の実現や地球規模の諸課題の解決に貢献するため、連携や交流等に努めることを明らかにしています。

第10章：最高規範性

◆最高規範性（第43条）

- この条例を本市における自治の最高規範と位置付け、この条例を遵守し、法令の解釈や運用に当たり、この条例を尊重することを明らかにしています。

第11章：見直し等

◆見直し（第44条）

- 本市における自治の最高規範にふさわしい発展性を確保するため、市長は、市民参画の下で見直しを行うことを明らかにしています。

！この条例でいう「見直し」とは、社会経済情勢の変化に照らしてこの条例の内容を点検することであり、改正を前提として行うものではありません。

◆改正手続（第45条）

- 市長が改正を発議するに当たって、最高規範にふさわしい慎重性を確保するため、あらかじめ広く市民の意見を聴かなければならないことを明らかにしています。



（国、県等との関係）

第40条 市は、市民に最も身近な地方政府として、国、新潟県等とそれぞれ適切な役割分担の下、対等な関係を確立するものとする。

（他の自治体等との連携）

第41条 市は、広域的な課題の解決を図るため、他の自治体等との連携及び協力をするよう努めなければならない。

（海外の自治体等との連携及び国際交流の推進）

第42条 市は、非核平和の実現及び地球規模の諸課題の解決を図るため、海外の自治体等との連携、交流等を積極的に推進するよう努めなければならない。

（最高規範性）

第43条 この条例は、市における自治についての最高規範であり、市民、市議会及び市長等は、この条例を遵守しなければならない。

2 市議会及び市長等は、他の条例、規則等の制定、改正及び廃止並びに法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない。

（見直し）

第44条 市長は、5年ごとに、この条例の内容を社会経済情勢の変化に照らして、定期的な見直しを行わなければならない。

2 市長は、前項の見直しのほか、必要に応じてこの条例の見直しを行うことができる。

3 市長は、前2項の見直しに当たっては、市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、第1項及び第2項の見直しを行ったときは、その結果を公表しなければならない。

（改正手続）

第45条 市長は、この条例の改正を提案しようとする場合（地方自治法第74条の規定に基づく付議である場合を除く。）は、この条例の趣旨を踏まえ、あらかじめ広く市民の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、平成25年9月30日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

— 条例の策定経過 —

●「みんなで創る自治基本条例市民会議」による素案づくり

市では、市民の皆さんの手により、この条例の素案づくりを行うため、平成17年1月、公募の市民等で構成する「みんなで創る自治基本条例市民会議」を設置しました。

市民会議では、約2年10か月の間、68回に及ぶ会議を開催するとともに、2回の市民フォーラム等を行いながら検討を重ね、平成19年11月には、その成果である提言書を市長に提出しました。

また、その過程では、市議会自治基本問題調査特別委員会で、この条例についての議論が行われ、市民会議に対して助言や提言が行われました。

●より多くの市民の皆さんからのご意見を踏まえた条例づくり

市では、市民会議からの提言書を基に条例案の取りまとめを行い、平成19年12月から平成20年1月にかけて、条例案についてのパブリックコメントを行うとともに、併せて市内16会場で「ご意見を伺う会」を開催し、市民の皆さんから直接意見をお聴きするなど、多様な意見を反映したものとなるよう努めてきました。

そして、それらの意見を踏まえた条例案が平成20年3月の市議会定例会での審議を経て可決されました。

●自治基本条例について詳しく知りたい方は…

市のホームページでは、この条例を詳しく説明した逐条解説書を掲載しています。また、市担当者が、この条例に関心をお持ちの皆さん（町内会、団体、グループなど）のところに伺い、説明をします。ご希望の際は、担当までお気軽にお声がけください。



令和5年4月改訂

上越市 総合政策部 地域政策課

〒943-8601 上越市木田1丁目1番3号

電話 (025) 520-5672

FAX (025) 526-8363

E-mail chi-seisaku@city.joetsu.lg.jp

ホームページ <https://www.city.joetsu.niigata.jp/>